

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成21年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成21年7月2日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成21年 7 月 2 日 木曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 5 時54分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 4 号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 陳情平成20年第80号、同第84号、同第135号、同第139号、同第143号、同第158号、同第186号、同第194号、同第198号、同第201号、陳情第39号、第48号、第53号、第70号、第74号の 2、第92号、第115号、第122号の 2、第123号、第126号、第127号、第129号及び第130号
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	仲宗根	悟	君
委 員	当 銘	勝 雄	君

委員 渡久地 修 君
 委員 前 島 明 男 君
 委員 玉 城 満 君
 委員 上 里 直 司 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君
糖 業 農 産 課 長	山 城 毅 君
畜 産 課 長	赤 嶺 幸 信 君
村 づ く り 計 画 課 長	知 念 武 君
森 林 緑 地 課 長	長 間 孝 君
水 産 課 長	勝 俣 亜 生 君
漁 港 漁 場 課 長	小 山 榮 一 君
観 光 商 工 部 長	勝 目 和 夫 君
新 産 業 振 興 課 長	武 村 勲 君
商 工 振 興 課 長	嵩 原 安 伸 君
情 報 産 業 振 興 課 長	米 須 清 光 君
雇 用 労 政 課 長	湧 川 盛 順 君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第4号議案、陳情平成20年第80号外23件及び閉会中継続審査(調査)についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第4号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 観光商工部関係の議案につきまして、御説明させていただきます。

お手元の議案書、平成21年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の24ページをお開きください。

乙第4号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者に沖縄IT津梁パーク施設の管理を行わせるため、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、施設の管理を指定管理者に行わせることを定めるとともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上が、乙第4号議案の概要であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 施設の管理と施設の区域について伺います。当然これは今回できあがった施設が対象になるということですが、今後この施設がふえるということは、対象としている区域はこの条例の中で定めているのか、または条例以外で区域を定めているのかをお聞かせください。

○勝目和夫観光商工部長 今回提案の指定管理者の範囲は、あくまでも中核機能支援施設でありまして、国の補助を受けて県がつくるもので、一応A棟をことし6月に完成しまして、あとB棟の両方を想定した指定管理者ということと

ございまして、基本的にはA棟とB棟をまずやります。これから民間の施設も含めて順次管理していくわけで、適宜、指定管理の範囲はふやしていきたいと思っておりますが、今回の範囲は限られた範囲—法的な範囲ということでございます。

○上里直司委員 この条例が可決した後、建物はできあがっているのですが、いつごろ指定管理者の募集をされる予定ですか。

○勝目と夫観光商工部長 指定管理者がスムーズに行くように、来年の4月から指定管理者制度に移行しようと思っておりますので、逆算すると2カ月間の公募期間とかがありますので、平成21年度中には公募決定して指定管理者を終えるという手続ですので、指定管理者は遅くともことしの秋ごろからは公募したいという考えでございます。

○上里直司委員 沖縄IT津梁パーク施設は、日本の各地や海外の施設をモデルにして開始をしようという考えだと思いますが、先日行った上海のITパークのほうは、株式会社が運営しているような感じなんです。そして今話を聞くと、中核機能支援施設A棟、B棟を想定しているというんですが、本来ならば民間施設まで含めた運用も想定しないといけないんじゃないかと。そうでなければ、中核機能支援施設というものをどういう施設にするのかということも据えた上で、全体を見ないといけないと思うので、全体的にA棟、B棟以外にも民間に管理を任せるような発想が必要だと思うんですが、その辺のお考えはあるんでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 あくまでも、管理というものは物の管理でございまして、おっしゃっている全体をマネジメントする機能は、これは別途必要だと考えております。

○上里直司委員 そこで安心はしましたけれども、実際建物を管理、運営するということと、沖縄IT津梁パーク施設全体をマネジメントするというのは、別というか大きなものの中の一部だと思うんです。だから、早く全体をマネジメントするというものを据えていかないと、中核機能支援施設だけに終わってしまうような懸念も残るので、ぜひそうした観点から指定管理者の公募を考えていただきたいということで終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修員 A棟が完成してB棟が今からですね。それで、来年4月1日から指定管理者ということなんですが、現時点でここに入る企業が幾つあって、そしてそれは一番早いのでいつから入って実際に仕事をやるのか、その辺の見通しを教えてください。

○勝目と夫観光商工部長 A棟については、6月11日にオープン開所式をやりまして、その前にも公募して入る企業が4社ほど決まっております、既に今内部の設備、パソコンを備えたり、そういう作業を今やっております、4社はすぐ埋まりました。B棟についても、会社の企業の公募を秋ごろやりますが、建物はまだですが、結構手を挙げているところが非常に多いというのが現状でございます。

○渡久地修員 4社は既に入って準備しているということなんですが、この4社でもう部屋は満杯ですか。

○勝目と夫観光商工部長 はい、4社でいっぱい、場合によっては会議室も一部つぶそうかという話まで今出ているくらいでございます。

○渡久地修員 4社がどんな企業で、どういう仕事をやって、雇用は何名ぐらいか大まかでいいので教えてください。そして、4月1日から指定管理者にする場合、どういったところを想定しているのか。県が鳴り物入りで中核機能支援施設として位置づけているので、指定管理者になるところを、例えば県がいろんなところを集めて出資させて、新たな会社を立ち上げてそこにさせようとしているということか、いろんな構想があるのかなのか、ただ一般的に、どうぞどこでも来てくださいということなのか、その辺の構想があったら教えてください。

○勝目と夫観光商工部長 指定管理者については、先ほど上里委員にお話ししたように、基本的には物の管理というか、ですからそれとは別にマネジメントする団体組織を今考えておりまして、あくまでも指定管理者は、建物の維持管理も含めてというような一般的なものでございます。そして、中に入る企業としては、株式会社レキサスという沖縄の若手の比屋根隆代表取締役社長など、

そういう方がもっと大きな新しいビジネスを沖縄 I T 津梁パーク施設でやりたいということで、あと沖縄電力株式会社や沖縄振興開発金融公庫が出資してオール沖縄で去年つくった株式会社沖縄ソフトウェアセンターというのが、ソフトウェアを東京都から受託しようと。沖縄県の場合、小さい企業が集まって孫請、下請になるものですから、それをまとめて彼らが受託して、沖縄県内のレベルアップを図ろうということで、オール沖縄で会社をつくっておまして、そういうところなどが一応入ることが決定しております。そして雇用については、A棟自体が2階建てで小さいので、B棟は隣に6階建てでできますので、合わせて大体500名ぐらいの雇用の規模を想定しております。

○渡久地修員 あと2社も説明していただけますか。

○米須清光情報産業振興課長 では残り2社の説明をいたします。残り2社は、沖縄クロス・ヘッド株式会社でございますが、そこもアプリケーションサービスを提供する会社となっております。サーバーなどを活用して一般の方、あるいは会社の方にセキュリティー関係のソフトを提供する、そういう事業をする会社になります。もう1社は、NPO法人フロム沖縄推進機構の入居が決まっております。こちらは人材育成をメインとして沖縄 I T 津梁パーク施設の中で行うということで、この2社が決まっております。

○渡久地修員 今4社お聞きしましたが、いずれも県内企業ですが、これはいわゆる地元企業育成にこの施設が大いに貢献するということで理解していいでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 沖縄クロス・ヘッド株式会社は、県外から誘致した企業でありまして、県内も県外も含めて沖縄 I T 津梁パーク施設を盛り上げていくということでございます。ですから、県内企業だけのものではなくて、広くアジアを見据えているわけですから、アジアの企業も我々としては対象にして、今後呼びかけていく予定でございます。

○渡久地修員 県外から誘致したということですが、これは県が率先して誘致したのか。そして、その際どういったものを期待して誘致したのか。

○勝目と夫観光商工部長 I T 産業の企業誘致については、この10年間で大体県外から200社誘致しております。その中には、コールセンターもありますし、

沖縄クロス・ヘッド株式会社みたいにアプリケーションサービスなどもやるいろんな会社があり、その一環でございまして、特にこの会社をピンポイントで絞っているというわけではなくて、ただ沖縄 I T 津梁パーク施設に入るには、やはり新しい機能もどんどんその中でやっていただくということで手を挙げていただいて決定したという経緯がございまして。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 平成21年度第4回沖縄県議会（定例会）議案書の26ページ、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の第8条と第9条の中にいろいろ書かれています。これも今説明がありましたが、4社との調整もされているのか、それとも県が一方的につくった条例なのか。

○勝目と夫観光商工部長 基本的なものとして条例をつくりました。ただ実態は、I T 企業というものは真夜中まで24時間やっておりますので、その条例を踏まえて指定管理者なり県と相談して、運用に支障のないようにしていくということでございます。

○中川京貴委員 なぜその質疑をするかということ、先ほど上里委員から話がありましたが、我々経済労働委員会は中国へ行ってまいりました。そういった意味で、企業が使い勝手の悪い条例で縛られると、企業はいいところいいところへどんどん移っていきますので、せっかくあれだけのすばらしい施設をつくっても、条例で縛られて、例えば同条例第9条にある5時15分までしか仕事できませんとか、また休みも指定されて、これでは仕事できないよということ出でいかれたら困るということで質疑しているんですが、最後に書かれている第9条第2項の「知事が承認を得て使用時間を変更することができる」とありますが、ある程度のあれがあるということで理解していいのか。

○勝目と夫観光商工部長 この条例をこのまま施行したら I T 企業は1社も来ませんので、フレキシブルに対応していくという内容でございまして。

○中川京貴委員 今、観光商工部長がおっしゃったように、ぜひそのことを一あくまでも条例であります。企業の使い勝手のいいような取り組みをしてい

ただきたいと要望を申し上げておきます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、観光商工部関係の陳情、平成20年第186号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明申し上げます。

まず、お手元に配付しております処理方針の目次をごらんください。観光商工部関係は、継続陳情3件、新規陳情4件となっております。継続陳情3件のうち、2件につきましては、前議会にて説明した処理方針と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは修正のありました継続陳情1件について、御説明いたします。修正のあった箇所は、下線にて表示しております。

1ページをお開きください。

陳情平成20年第186号沖縄県立職業能力開発校の非常勤講師の雇用安定と均等待遇に基づく処遇改善を求める陳情について御説明いたします。修正箇所は3ページ、4ページとなっております。

3ページの処理方針等の中段のとおり、講義のない期間中の報酬支払いにつきましては、九州各県の状況を参考に、非常勤講師の報酬を現在の講義時間に対する時給制から、日額又は月額制へ変更することにより対象とすることが可能でありますので、関係部局と調整していくこととし、その旨修正しております。

また、4ページの処理方針等のとおり、厚生年金及び健康保険を適用することにつきましても、報酬支給方法を九州各県と同様な日額又は月額制へ変更し、社会保険を適用することについて関係部局と調整していくこととし、その旨修正しております。

続きまして、新規案件について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

陳情第74号の2 平成21年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情、陳情者は沖縄県離島振興協議会会長仲村三雄外1名、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

沖縄振興計画では、離島・過疎地域においては、住民の創意工夫を生かし、地域特性を生かした農林水産業の振興を初め豊かな自然、独特な文化等を活用した個性ある観光・リゾート産業の振興、観光・リゾート産業と連携した農林水産業、製造業、伝統工芸産業等の産業振興を図ることとしております。

そのため県では、農商工連携や地域資源を活用した事業並びに地域のブランド力を高めるための取り組みを支援しているほか、特に北部地域の産業振興事業を支援するため、沖縄県産業振興基金の一部を、北部地域の地場産業、情報関連産業、観光リゾート関連産業分野等の人材育成、事業支援及び活用事業への補助に充てており、大宜味村に対しても支援していきます。

8ページをお開きください。

陳情第122号の2 県がワーキングプアをなくす先頭に立ち、非正規等の待遇改善を求める陳情、陳情者は沖縄県労働組合総連合議長宮城常和、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

県の庁舎管理業務等の外部委託に際し、総務部においては、入札参加業者に労働基準法、最低賃金法等の労働法規を遵守する旨の確約書の提出を義務づけるなどの指導をしております。また、最低制限価格制度も一部の部局において実施されており、去る4月に価格設定基準の見直しを行うなど、適正な賃金・労働条件が確保されるよう、取り組みが行われております。

観光商工部といたしましては、業務委託の発注に当たって、最低賃金法等労働関係法令への違反がないよう、引き続き各部局に対して注意喚起を促していきたいと考えております。

なお、公契約に関する条例の制定については、国の公契約に関する基本法の法制化の動向を見守りたいと考えています。

9ページをお開きください。

陳情第126号大規模集客施設に係る積極的な広域調整機能（規模縮小）の実施及び有効な立地規制ゾーニングの確立並びに中心市街地活性化策の一層の支援に関する陳情、陳情者は沖縄市議会議長喜友名朝清、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

国は、大規模店舗の立地に関し、店舗面積の調整など商業調整の仕組みを定めていた大規模小売店舗法を平成12年に廃止し、大規模店舗の周辺地域の生活

環境の保持を目的とした大規模小売店舗立地法を制定し、中心市街地の空洞化を食いとめるために中心市街地活性化法を、都市計画の面から大規模店舗等の立地の規制を強化するために都市計画法を一部改正しており、これらの法律がまちづくり3法と称されております。

広域調整機能（規模縮小）の実施については、大規模小売店舗立地法第13条と都市計画運用指針（平成18年11月）において、需給調整とならないよう措置する旨規定しており、現行の法体系のもとで、商業調整を行うことは困難であります。

大規模集客施設の立地規制ゾーニングについては、基地の返還跡地やまちの再開発等の土地利用のあり方に関して、関係市町村や地権者、住民等幅広い合意形成が不可欠であり、都市機能や産業振興、交通体系などを総合的な観点から考慮する必要があることから、大規模集客施設の立地に特化したゾーニングを行うことは、適切ではないと考えております。

中心市街地の活性化については、沖縄市が目指している音楽のまちづくりや人材育成、空き店舗対策等について、県として支援してきたところでありますが、現在、沖縄市が取り組んでいる中心市街地活性化法に基づく基本計画が国に認定されると、その計画に基づく商業活性化のための事業を集中的に実施することができることから、県としましては、この取り組みを支援してまいりたいと考えております。

11ページをお開きください。

陳情第130号EMを基盤に、我が国の国際貢献の最前線基地を沖縄で引き受けることに関する陳情、陳情者は沖縄県患者同盟設立準備委員会代表真栄城守和、陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

亜熱帯気候にある沖縄県は、多様な微生物の宝庫と言われております。微生物の有効活用については、世界的にも注目されており、県内の研究機関や企業においても、これまで多くの研究がなされ、商品開発等の実績があり、EM菌もその1つであると認識しております。

県としては、これら微生物の持つさまざまな機能は、環境問題やエネルギー問題等において国際貢献を担える可能性が高く、沖縄県のバイオ産業振興の視点からも微生物の持つ優位性に注目していきたいと考えております。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第126号ですが、沖縄市のほうから出ているものでありますが、本会議のほうでもいろいろと質問させていただいたんですが、現行のまちづくり3法では、そういう陳情には対応しかねるということですが、実際これが進行していくと、どういうことになっていくかというシミュレーションもされているわけなんです。そのシミュレーションの報告書というものは、県のほうに沖縄市から出したと言っているんですが、観光商工部長はごらんになりましたか。

○勝目と夫観光商工部長 沖縄市の計画は、県がいただいているようです。一応ざっと目を通しました。

○玉城満委員 沖縄市のほうから、例えばこういう今言った現在の跡地利用を、泡瀬ゴルフ場跡に、イオングループの施設がきたときの沖縄市がダメージを受ける調査がされているんです。それを県のほうにしっかり出したと、観光商工部のほうにも出されているんですが、それをごらんになりましたかという質疑です。

○勝目と夫観光商工部長 基本計画は拝見しましたが、シミュレーションは担当課長のほうで持っているようです。

○玉城満委員 どういう報告書が県のほうにきて、それについて部内で話し合いはされましたかということなんです。沖縄市の現状がその調査書に全部入っているんです。それをごらんになりましたかという話なんです。それをテーブルに乗っけて、話し合いをしてみましたかという話なんです。

○嵩原安伸商工振興課長 沖縄市のほうから、昨年9月に沖縄市商環境実態調査報告書というものをいただいております。その中で、泡瀬ゴルフ場跡地利用に伴う沖縄市への影響分析ということで、年間の商品販売額が沖縄市から

は102億円流出するなど、そういったものを含む報告文書をいただいて、課内のほうでは見させていただいております。

○玉城満委員 それを沖縄市の中心市街地、102億円というものは胡屋地区の1年間の売り上げなんです。それがそっくり、その地域に移動してしまうであろうと、そこで消費されてしまうであろうという報告が県に提出されて、これはどうしたものかと。普通だったら沖縄市の中心市街地であるところの胡屋地区が、極端な言い方をすると崩壊してしまうという流れなんです。そういうことを観光商工部内で、もう少しその辺の話合いがされていないと問題ではないかと思うんですが、観光商工部長どうですか。

○勝目 和夫観光商工部長 確かに委員は、去年の12月にも102億円という数値を挙げて説明されておりますが、今商工振興課長から説明があったように、今これに対してどうだこうだというような議論はされておられません。ただ、沖縄市から市街地活性化の計画が上がっておりますので、県としては、こういったものを支援していくというスタンスを、今とっている状況でございます。

○玉城満委員 確かに中心市街地が一人歩きするのを応援するというのも結構ですが、隣にこういうすごいアジアと言われるような施設が来るわけですよね。それとは別個で、1キロメートルも離れていないところでここを支援しますと言ったって、これと連動させない限りは多分だめじゃないですか。まちづくりとしては、ちぐはぐなものになるのではないか。だからこそ、北中城村と沖縄市と、そこを事業する皆さんがテーブルについて、こういうことだったらお互い納得できるという場を設けていただけないかという案なんです。その点に関してはどうでしょうか。

○勝目 和夫観光商工部長 我々の立場としては、大規模小売店舗立地法関係の計画が上がってきたら、我が部としては対応していくというような状況なんです。それ以前の話で、基地の跡地利用の話や全体の話とか、都市計画の話とかいろいろありますので、我が部だけでそういう今のシナリオで、関係者を集めてお話をするという段階ではないということは、議会でもお話ししてきたわけではあります。

○玉城満委員 ですから、私は議会でも多分言ったと思いますが、今そういう開発の実態というものは、陣取り合戦になってしまって、新しいところができ

るとその隣近所は全部ここに入ってしまうと。それで、もう私たちは学んでいるはずなんです、この沖縄県における開発に関して。だからこそ、早目にこういう流れでこの地域はやりましょう、北部地域はこういう流れでやりましょうという考え方があって、これが上がってきたときには、もう修正がきかない。既に、もう一人歩きさせないといけないような国の法律もある。だから、周りが何で話し合いのテーブルについてくれなかったのかというような話を、今までずっと繰り返してきているんです。だから、その辺のルールを、少し今の条例なりまちづくり3法なりあると思うんですが、沖縄県に合わせたそういうものを徐々に積極的に取り入れていかないと。これは一地域だけの話ではないんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 泡瀬ゴルフ場の跡地利用に関しては、基地の跡地利用という大きな問題がありまして、一つのモデルとして地元は一生懸命やりたいという話ではあります。しかし、我が部としてもこの影響は非常に大きいものと思っておりますので、企画部や土木建築部など一経済労働委員会でも本会議でも取り上げられておりますので、相談して委員がおっしゃるよい方向に見出せるか、そういう話し合いの場まで持てるか相談したいと思います。

○**玉城 満 委員** ぜひ、よろしくお願ひします。あの地域だけではなくて、今後基地が返された後に、同じようなまちづくりがなされてくると思うんです。だからそういうときに、皆同じようなパターンでやられると、後から来たところが全部強くなっていくというシステムになってくるから、やっぱりその辺はしっかり都市計画の中にも跡地利用に関しては、長期的展望で方向性をつくっていかないといけないんじゃないかと思っています。

○**玉城 ノブ子 委員長** ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○**瑞慶覧功 委員** 陳情平成20年第186号、職業能力開発校に係る陳情ですが、陳情項目が3つあるんですが、非常勤講師の賃金②と③の2点は、前進しているというか、九州各県の事例に習ってということで評価できるんですが、今回一番大きな問題というものは、①の雇いどめの件だと思います。そして、本会議でも前島委員のほうからありましたけれども、やはり雇いどめの口約束というか、70歳までも働けるというようなことで、当時ほかの仕事もやめて職についたということで、今回雇いどめするというのが一番の問題点だと思うんで

す。これから見ると、当時の校長と非常勤講師との団体交渉の中で確認されたというようなこともあるんですが、組合のほうからいろいろ聞いてみますと、話の内容が違うんです。強いて言えば、当初は一人一人の職場環境の要求や、そういうものは個人ではなくて、団体でそういうふうにしていったほうがいいんじゃないかという指導を受けて、組合として要求してきたと。しかしその後、組合との交渉にも応じないというようなことも聞いています。やっぱり、そういった中でいくら口約束とはいっても、皆さんは覚えているわけですから、その沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程ですぐ雇いどめという今のあり方が、今回の陳情の中の一番のポイントはそこだと思いますので、それについて全然今までの方針と変わらないというのは、やはり問題だと思います。

○勝目 和夫 観光商工部長 職業能力開発校の件は、前回の経済労働委員会でも審査していただいたところでございます。そして、確かに委員がおっしゃるように、雇いどめの問題が一番重要なポイントでありまして、我々前回の経済労働委員会の後、総務部と協議しまして、この問題は基本的には継続雇用というものは難しいというお話でした。ただ本会議でも説明したんですが、2回更新の3年間の後、完全に雇いどめかということについては、それは再応募できるということで、逆に言うとそれは、応募者がいなかったらある程度繰り返すことも可能だということまで実は引き出しているんですが、その件は状況も含めて公正という県の役割もあって、いろんな過去の問題もあったということで、我々としてはきっちり基準をつくりたいということできたところで、基本的に1年契約なんですよ。これをずっと繰り返してきているということで、この件を明確にするということでは今回新たに再公募できるということまでは総務部と話をし、相手にも通知していくようなところでございます。ですから、本会議でお話ししたとおり、例えば平成21年度で終わりますが、さらに応募はできるということでございます。

○瑞慶覧 功 委員 陳情第130号のEMの件なんですが、本当にEMというものはよく耳にするんです。現場で実際に成果を出している皆さんもたくさんいるんですが、またいろいろテレビなどのメディアでも外国でもEMが評価されていると。しかし県内においては、余りそういった公的な部分で何でされないのかと、常々から疑問に思っているところなんです。ここでの陳情の趣旨は、そういうものを評価した上で、外国からも沖縄県のEMの勉強に来るぐらいのものに対応できるような幅広い面での評価に立っての陳情だと思うんですが、県としてEMというものは、有用微生物の総称というか、私たちの印象というも

のは、琉球大学の比嘉照夫先生のEMの部分が有名ですが、県として検証はしていますか。どのように評価しているのか。評価していないから、日本全国・世界でもあれだけいろいろ名をはせるのに広がっていったんじゃないかと疑問に思う点もあるんです。そこら辺、県としてはどういう評価をなさっているのか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 県の中ではいろいろ見解の相違がありまして、我が部としては、微生物というものは、泡盛の発酵や豆腐ようとか非常に有効なバイオ産業の一つのツールだと思っていますので、微生物に関しては非常に我々は感心があります。ただ、EMという個別の特定のものについては、農林水産部のほうがこの後審議していただくと思うんですが、彼らの見解を聞いていただければと思うんですが、彼らからのコメントによると、農業試験場や畜産試験場、林業試験場などでいろいろ試されたということですが、その効果が認められなかったということで、農林水産部は結構否定的な状況なんです。我が部は、微生物はいろんな環境問題やエネルギー問題に—こちらのコメントにあるように可能性はあると。そして、そのうちの1つとしてEMとしてあってもいいとは思っている状況でございます。

○**玉城 ノブ子 委員長** ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○**当銘勝雄委員** 1ページの陳情平成20年第186号、これは私も代表質問で浦添職業能力開発校の指導員の問題については取り上げましたが、そもそも今観光商工部は沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程で、金科玉条のごとく全部答弁しているんです。私が質問したのはそうではないんです。職業能力開発校の指導員というものは、これでいいんですかということで私は質問したんですが、設置規程に書かれたことを基準にして答弁しているんです。そして観光商工部長の答弁は、要するに職員体制はこれでいいんですかと。これは正規職員で充てるべきじゃないですかという私の質問に対して、訓練科目の硬直化を招くと、時代のニーズに合った訓練が行えなくなることが危惧されると、だから正職員を全部は埋めないでということを行っているんですが、本当に硬直化しますか、どう考えますか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 確かに、いろいろな御指摘は十分踏まえているところなんです。ただ時代のニーズというか過去を少し見てみますと、廃止した

科目や統廃合した科目などもそれなりにありまして、例えば廃止した科目でしたら、平成16年にファッション技術科や、システムの組み版科、電気機器科、経理事務科、洋裁科など、こういった業務などを廃止したり、電気工事科や建設設備科を統廃合して電管施工科としたり、それなりにやっているところはありまして、あと新しく新設したのがメディア・アート科など、それなりにあるというぐらいの御説明しか今できません。

○当銘勝雄委員 ですから、はっきり言ってそのぐらいというものですよ。何十年かかって何科目ぐらいしか再編されないんです。はっきり言って、私も訓練係長してましたのでわかりますよ。皆さんがいくら答弁を書いても、これはうそだということがわかるんです。何でこんなものを、私に答弁するのかと。私は、あのとき最後に時間がないから改めてやりますよと言ったのはそういう意味です。思い出しましたか。この間の代表質問のときに、農林水産部長も私にうその答弁をして、あなたも私にうその答弁をしたんだが、そういうことでは困るんです。私は皆さんの答弁からすると、非常勤職員で充てたほうがいいというような答弁に聞こえるんです。そうではないんです。やっぱり、訓練指導員というものは大事なものですから、基本的には正職員で充てるべきです。しかし、たまにはこういう訓練科目の見直しがありますので、そうすると全部正職員で埋めたらこれはできないから、何パーセントかはそうしましょうと。これが、従来の考え方ですよ。ですから、これは10パーセントか20パーセントぐらいだったら、ある程度、私もこれはやむを得ないんでしょうと思うんですが、基本的には正職員でやるという考え方にならないといけないんですよ。それはどう思いますか。

○勝目と夫観光商工部長 最近では、正職員も2名ほど採用しているところでありまして、しかし言いわけになるかどうかはわかりませんが、九州各県も全部過去から調べておりまして、90%を超えるところもありますが、沖縄県より低いところもありまして、その地域地域の実情、状況に応じて対応しているということで、必ずしも59パーセントの数値が低いかどうかという議論は、それぞれの見方によるものではないかと思っております。

○当銘勝雄委員 納得はできません。悪いところの県を習わないでください。これは、さっき言ったように基本的な問題があるわけですから、ほかの県も恐らく人事課あたりから人件費を節減するためにやられたと思うんです。私たちは、基本的に皆さんの応援隊なんです。皆さんがそのまま総務部に押し切られ

てやっていたのでは、ちゃんとした職業能力開発校の体制が整備できませんよ。我々、この前参考人招致もして職業能力開発校へも行って見てきて、特に私が代表質問で取り上げています。沖縄県は今失業率が最も高い。そして、皆さんが答弁するときは、ミスマッチがあるかという話もあるので、ミスマッチをさせないようにちゃんと職業訓練をやって、あるいは雇いどめにあった人たちも再訓練をするという非常に大事な学校ですよ。そこを、そういう形でやられたんでは、本当言って決して労働者のためにならないと思います。ですから、我々も一生懸命やりますから、皆さんも自信を持って総務部長と闘ってくださいよ。そうしないと、この問題はいつまでも解決できませんよ。決意を言ってください。

○勝目 和夫 観光商工部長 議会では、再編整備計画を立てて、きちっと対応していきたいと答弁しておりますので、当然そういう議会の御指摘も受けて、正職員化を高めていくという努力は最大限やってみたいと思います。やります。

○当 銘 勝 雄 委員 今後、指導員について積極的に検討していきたいという前向きな答弁になりましたので、次の9月議会で状況を確認します。

次は、11ページの陳情第135号、EMの話がありましたが、これはさっき観光商工部長が答えていたように、私も商工労働部長のときに、どうもEMの効果が無いという職員の話があるものだから、農業試験場で再度試験してくださいということでそれをやってもらったんですが、結果は有効性が認められなかったという報告がきたんです。本当に皆さんの試験体制がいいのかと、どうして東南アジアあたりでは、非常に評価も高いのにそうなのかと、今でもはっきり言って疑問です。しかし、有効性が認められなかったという報告がちゃんとあったのでそういうことですが、私はEMだけではなくて、沖縄県にもっと別のものがあるんですよ。例えば、同じような微生物で東江菌というものがあります。だから、これはやはり観光商工部や農林水産部も企画部に対して、今農業研究センターは企画部になっていますので、企画部に対してちゃんとした試験をやるように求めるべきだと思うんです。それは、今いろんな形で有効性があるということが言われていて、しかし研究機関においては、必ずしも有効性が認められないというような、そういうことではおかしいわけなんです。これは観光商工部長、企画部に対してそういうきちっとした試験を求めるかどうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 我が部は、少なくともEMだけではなくて、微生物

の可能性というものは、これからもどんどん、振興、研究、調査を含めて展開していきたいと考えてはおります。ただ、企画部や農林水産部については、もちろんいろんな場で話し合いますが、正式にEMをどうするかという個別の件に関しては、少し考えさせていただきたいと思います。

○当銘勝雄委員 そういうことではないんです。例えば、かつての工業試験場は企画部にいつているんでしょう。しかし、皆さんは研究機関がないんですよ。どこで検証するかとなると、研究機関でしか検証できないんですよ。ですから私が言っているのは、工業試験場も向こうに行きましたよと、農業試験場も企画部にいきましたよ。ですから、そこに企画部長に対してこれはちゃんとやって、県として明確な方針というか、考え方を出してほしいということ言うべきではないですか。

○勝目と夫観光商工部長 EMの今回の陳情に関しては、9件ぐらい関係部局にいつているというお話です。ですから、それを踏まえて関係部局とも相談したいと思つております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 では、11ページに関連して、このEMの陳情がきているということなんですが、皆さんの取り扱いは有用微生物は注目したいというような言い方なんですが、一つは陳情者がいつEMというものは、微生物の総称なんだという言い方を受けるんですが、ただ一つの企業者としての感覚で私は見ているものですから、陳情として一つの企業そのものを受け入れられるのかと疑問にも思つていたんです。そういう意味の取り上げ方で、EMという名前の総称の仕方ですよ。私は、一企業だという踏まえ方をしてるんです。そして、陳情者は微生物だなというような言い方をされているんですが、その区別に関してぜひお持ちでしたらお願いしたいんですが。

○勝目と夫観光商工部長 EM菌は琉球大学の比嘉照夫先生が提唱して、EMの関連会社もあつて、県内ではそれなりに企業として頑張つているところではありますが、あくまでも我々としては—EMというものは微生物イコール商品名かどうかわかりませんが、そういうものに近いものだと考えておまして、先ほどおっしゃつたように、東江菌やいろんな菌がいつぱいありますので、総

称して我々は微生物と呼びたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 一つは、離島・過疎地域の振興に関する陳情で、これは離島振興協議会等から大宜味村に限っての陳情になっているんですが、基本的には、過疎地域・離島地域に共通の課題があると思うんですが、今回大宜味村についてのみ来た理由というのは何なんでしょう。

○勝目と夫観光商工部長 今回の御質疑については、我が部関連について大宜味村ということで陳情が上がったようです。全体では7件上がっているようで、あとは東村のお話や伊是名村、多良間村、石垣市などの陳情も並列していて、そのうち大宜味村に係るものについて、我が部が受けたというような状況でございます。

○座喜味一幸委員 この問題は、離島を抱える我が沖縄県として極めて根本的な問題があると思うんですが、この問題が上がる基本的な問題として、例えばまさしく県が行っている農商工連携や地域資源を活用する事業だとかという、こういうことは当然のこととして言われているんですが、その実現のための手法、要するにお金はどうするんですかという話、それから人はどうするんですかという話、そういうものが中には眠っていると思うんです。具体的に横の連携をとろうとしたときに、沖縄本島北部地域の行政の統括・総括、あるいは有機的な結果を出すための県の組織というものはどうなっているんでしょう。例えば、北部地域における県の行政をつなぎ合わせていく総合的な機能というものはどうなっているんでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 一応、県の組織的な一般的な話になると、過疎や離島は担当部局がありまして、後は広域圏というところを束ねる部署もあります。我が部としては、農商工連携ということで、やっとな農業ともつながり始めていますが、基本的に商業振興という立場で、もちろん全県一応御相談申し上げているという立場ではございます。

○座喜味一幸委員 北部農林水産振興センターなどの農林水産部関係や土木建築部関係などの現場に行くと、結構組織が細分化されている。それで、そうい

うトータルとしてのビジョンづくり、それから総合的な事業を起こしていこうとするときに、本当に現場に行くにあちこち飛び歩かないといけないような形があって、そのトータルとしての地域の活性化をしていく、いろんな予算制度を組み合わせていくという機能が、現場に行くとき情報もないし、横の連携をするのに相当汗をかいているというのが実態だと私は思っていて、その辺も解決していくためにはどうするのかと、感じているきょうこのごろなんです。ただその部分を、例えば総合的な北部振興、年間100億円投資されていたんですが、結局その金がどういう形で効果を生んでいるかという話と少し関連するんですが、その辺の仕組みを知恵を絞らないと、ちょっと過疎、離島の問題、若い人がいない、定住化していない、少子高齢化が進んでいるという問題、そして確かに魅力ある文化も資源もあるのかもしれない。その辺も多分、この陳情の中に眠る思いというものは、相当大きなものがある、ある意味では我々の沖縄県の行政のあり方を問うているような気がしています。その辺の総合機能は、どのようにしているのか。場合によっては、ときとして県と大宜味村との人の交流も一つの手法かもしれませんが、まず県の組織として地域に行ったときに、その地域をどう生き返らせていくための行政というものの力の結集がどうあるかという、それが大きな課題のような気がするんですが、この問題はいかがでしょう。

○勝目 和夫 観光商工部長 基本的には、各部局にまたがる、束ねて計画をつくるというのは企画部の役割だと思っております、我が部としては、観光やITなどそれぞれの地域の掲げる問題を振興していると、要するに、製造業の振興や中小企業などそういう分野に限られているというのが我が部の役割で、最終的にまとめるのは企画部の役割ではないかと思っております。

○座喜味 一幸 委員 沖縄県中小企業の振興に関する条例ができていて、実際には資金繰りのアドバイスからプロジェクトの応援から、経営の応援とかというきれいな条例ですよ。本当に、これがうまくいくとこれは地域活性化に役立つなという期待をしているんですが、現場に行くとき制度は詳しいけれども資金繰りのことがわからないという、一つ一つの事業を見ると、地方に行けば行くほど総合力が、トータルとしての有機的な機能性を発揮する部分が非常に弱い。その辺はぜひ、各部局研究してもらえないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 我が部も、部の案件だけということではなくて、や

っぱりいろいろなものにつながっていくものについては積極的に飛び出して、どんどん調整していきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 もう一点だけ簡単をお願いしたいんですが、名桜大学にEM学部が開設された暁には、というような陳情の中で出てくるんですが、名桜大学EM学部という開設の可能性があるとこの情報を持っておられますか。

○武村勲新産業振興課長 名桜大学のほうでは、大学の機能施設を地域住民に提供するサービスということで、公開講座、それから授業科目の公開というサービスを行っているわけですが、EMに関しては研究成果の講演会とか講習会の開催や、EMを理解してもらうために、EMに関する寄付講座という形で、10単位程度のものを開設しているようでございます。まだ、学部の設置というところまでは承知しておりません。

○座喜味一幸委員 EMに関しては、学会の名前は忘れましたが、確か有用微生物学会みたいなこの学会でも賛否両論がありまして、非常に有用だという人もいれば、余り効果がないというようなことで、非常に学会でももめているような案件で、でもそれ相当に一般社会には浸透している部分もありますので、先ほど仲宗根委員が言っていたように、一商品名に近い部分があるので、全面的に行政でバックアップするというのが、EMという一商品に近いものが学部として使われたり、行政が全面的に表に出るとというのが余りそぐわれないのかという感じを持っていますがどうでしょうか。

○勝目和夫観光商工部長 委員のおっしゃるとおりだと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 それでは、1ページの職業能力開発校の非常勤講師の件で質疑をさせていただきます。私も本会議場で質問しまして、質問の要旨としては、とにかく雇用継続をぜひやるべきだという思いで質問をしまして、この非常勤講師の採用のあり方には、これでいいのかというような考え方で質疑をさせていただきました。それで、雇用継続の話ですが、先ほどからの答弁にもありますように、公募して応募してもらうということで、雇用継続の道を開くとおっしゃっていましたが、まずその点からお聞きしますが、公募したときにど

ういう基準で条件を付するののかというのが重要になってくるんですね。そうでなければ、継続雇用しますよといってもできないと思うんです。そこで、公募に当たって指導経験、または実績等々をしっかりと盛り込むのかどうか、そのことについてお答えいただけますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 盛り込んで考慮します。

○上里 直司 委員 その話ができたので安心はしましたが、実際私たちが、経済労働委員会で浦添職業能力開発校と具志川職業能力開発校に行って、各校長に非常勤講師の公募をしたときに、しっかりと応募してくれる方がいらっしゃるのかとお聞きしましたら、一様に難しいというお答えだったんです。しかし、私の質問に対しての答弁は、免許交付可能な該当者が相当いることとなっていると。そして、皆さんの見解は、公募してもたくさん応じる方がいらっしゃるという見解に立っているんです。そして、現場の立場と皆さんの立場というのはそぐわないというか、乖離があるんです。本当に皆さん方も、公募をしたらたくさんの方が応じると見ているんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 一応、本会議で答弁したのは、そういう免許を持っている方々はおられると。ただ、その方々は現場で現役で頑張っておられる方も相当数おられまして、現実問題としてはなかなか厳しい状況だと認識しております。

○上里 直司 委員 では、現場の認識と皆さん方の認識は、ほぼ一致しているということですね、わかりました。そこは確認できたので、よかったですと思います。それで、この陳情の少し細かいことになるんですが、先日参考人をお招きしてお話を聞きました。その折りに団体交渉の話が出て、とりわけ沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を定めるときの団体交渉はなかったとお答えされているんですね。皆さん方はあったと答えているんです。それでは、皆さんの中で何回持ったのかということについて一皆さんからも調整経過という資料もいただいています。いつの時点での交渉・調整というものが、団体交渉に当たっているのかということについてお聞かせください。

○湧川 盛順 雇用労政課長 まず、沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程をつくるための団体交渉ということではなくて、この処理方針に書いてあるとおり、全員について起算年を平成19年度とし、委嘱期間は1年で2回を限度に

更新するという取り扱いが団体交渉の場で確認されたということでございまして、その点については、私どもがお聞きしている中では、観光商工部長と非常勤職員の面談がありまして、その際経過措置を考えたいという旨の観光商工部長の回答がありました。それを受けて、総務部と観光商工部のほうで調整をして経過措置が講じられております。その経過措置を踏まえて、当時の校長と組合の役員、それから連合おきなわユニオンとの調整等を踏まえて、最終的には全職員と合意に至ったというようなこととございしますので、総合的に考えますと、実質的には団体交渉が行われたものと理解しております。

○上里直司委員　そこまで、余り説明を求めていなかったんです。というのも、既に皆さんから経過をいただいているので、大体の日時の調整経過というものは私も把握しているんです。そして、その参考人がなかったととらえていると。特に、沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を取り決めるときの団体交渉がなかったと言っているんです。では、平成19年3月、沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を定めるときに、団体交渉というものはされたんですか。

○湧川盛順雇用労政課長　沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を作成するに当たっては、団体交渉はなかったものと理解しております。

○上里直司委員　労働者の雇用関係、労働環境を定める場合には、必ず当該組織、または企業における労働組合が存在する場合は、団体交渉を経るというようなことだと聞いているんです。そうすれば、団体交渉を経ないで沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を設けたとすれば、やっぱりこれは手続に瑕疵があったと皆さん方はとらえていらっしゃるのでしょうか。

○湧川盛順雇用労政課長　嘱託員の任期については、総務省の通知によれば、毎年度の予算措置をした上で規定されるということなどもあって、原則1年以内とされております。そして、嘱託員に再度任用されることは、あることはあるんですが、それは任期の延長や継続した雇用ということではなくて、あくまでも1年間の期間を区切った新たな任用と理解しております。それで、原則1年以内の雇用を前提に、更新のあり方を明確にするというのが設置規程でございしますので、そういうことからして、組合との協議とかいうものは必要ないのではないかと理解しております。

○上里直司委員 このあたりは、陳情者と皆さんの立場というものは、全く食い違っているわけですね。いずれにしても、陳情者から言われるように、職員の条件を変えるという手続をとっているわけですから、当然これは必要な交渉だったんだろうと私は思っております。そこはあえて再度質疑しませんが、交渉の経緯が少し足りなかったんじゃないだろうかと思います。それで、私は公募はなじまないと思っはいるんですが、それでも公募をするということで、現在雇用されている方は継続して採用も認めるといような考えに立っていますが、私はこの人事課が定めているような2回に限って更新が限度だというのは合わないと思うんです。これだけ、職業能力開発校の役割が大きくて、それで職業能力開発校の指導員に求められている資質や経験というものが重要だと言っているときに、しゃくし定規に更新を2回に限るといのは、やっぱりおかしいと思うんです。それについて皆さん方は、3年で十分安定した指導員の職を担えるのかどうか、限度は3年ですから安定して指導を行なえるのかどうかについて、御見解を聞かせていただけますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 あくまでも基本的に非常勤職員ということですので、2回に限り更新だということは、我々としては適切だと思っております。ただ、総務省の通知によると、同一の者が長期にわたって職務内容を繰り返しやるということは、やはり身分の処遇の固定化とかいろいろな問題が生じるので、やはり留意する必要があると。そして、基本的には平等主義の原則をやれば、繰り返し任用ということの中で既得権が発生するということではなくて、広く公募すべきだといような通知がございまして、あくまでもこの場合、1年任期付きの非常勤職員だと、我々はそういう立場をとっているところでございます。

○上里直司委員 今の総務省の見解、そして継続的に同じ仕事をするということについてということの問題が提起されている話はわかります。ただ、非常勤講師の皆さん方が同じ指導をする立場にあって、私が聞いているのは、3年という期間というものが本当に短いんじゃないかという質疑なんです。ですから、短いから多く採ったほうがいいんじゃないかと。2回ではなくて、例えば3回、4回、5回、この職種に関しては例外規定を設けるぐらいの対応をしないといけないんじゃないかということを知っているんです。もう一度見解をお聞かせください。

○勝目 和夫 観光商工部長 職種によっては、委員御指摘の必要性は非常にある

と思います。ただ、そういう中で正職員化というものと同時に、それぐらい非常勤職員が本当に必要だったら正職員にするという話も一方でありますので、その件もあわせて整備計画の中で、襟を正して我々としては議論したいと思っております。

○上里直司委員 皆さんはずっと、平成9年の人事課から出された通知に基づいて、これだから2回限りなんだと言っていますが、そうではなくて、現場に即した、またはこの職業能力開発校のあり方を考えた上で、この職員をどうやって採用するか、ぜひここは考えていただきたいと思っております。そこで少し角度を変えて、そういう意味では、先ほど公募に向かない嘱託員という話を私はしました。皆さんの観光商工部の中には、工芸技術支援センターの嘱託員は公募に向かない嘱託員の一覧に入っているんですね。工芸技術指導講師という形で。もちろん、この中には紅型や伝統工芸に携わる皆さん方を講師として採用することで、公募に向かないということになっているかと思うんです。ただ、それだけではなくて木工業やいわゆる工芸という分野で、本当ならばほかにもふさわしい方がいらっしゃるのかもしれないけれども、皆さんとしては嘱託員として向かないということで採用されているんですね。そういう意味からしても、工芸技術支援センターというものは確かに特殊な仕事を教えていますが、労働市場または企業や産業界に人材を供給する機関としては、職業能力開発校と同じ立場なんです。ここで、訓練をさせるという意味では、ここでは皆さん方は嘱託員に向かないと言っているわけですから、同じ訓練するようなトレーニングする場所の指導員が、一方では公募は向く、一方では公募に向かないという判断は、やっぱりおかしいと思うので、おかしいというか一緒くたにできないにせよ、やっぱり指導員のあり方というものをもう少し再編整備計画の中に、どういうことをしなければならぬのか、どういう資質が必要なのかということもあわせて検討していただけないでしょうか。これは要望ですが、御見解を聞かせていただけますか。

○湧川盛順雇用労政課長 今の件で、観光商工部長が答弁する前に補足させていただきますんですが、今公募に向かない嘱託員の一覧に工芸技術指導講師が載っているということですが、うちのほうもそれが気になって確認したところです。そうすると、人事課としては基本は公募という位置づけです。そして、公募に向かないという場合の特例ということであっているわけですが、確かに工芸技術指導講師が類似するのではないかとということで調べてみたところ、そのほうは人事課の規程にあるとおり、関係団体等から推薦を受けていると。

推薦を受けなければそこは採用できないということがあって、そこは公募に向かないという一覧に入れられているということでした。うちのほうは、団体等から推薦をもらうということではなくて、先ほど答弁があったとおり、資格を持っている方が何名かいらっしゃるという現状がありますので、やはり公募ということのほうがいいだろうという認識でございます。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 公募に向かない職員は、基本的にハローワークを通すか通さないか、先ほどの推薦みたいな形ですので、やはり2回の更新で3年までというルールはあります。ただそれも含めて、委員の御指摘の話は、せっかく再編整備計画をつくるわけですから、いろんな意見を踏まえて対応していければと考えております。

○**上里 直司 委員** 私が言っているのは、本当は公募に向かない職種としても認めてもらいたいと思っはいるんですが、そうではないという立場であると。そうではないとしても、公募するけれども公募のあり方をちゃんと考えて、確かに、皆さんとしても公募したほうがいいかもしれませんが、いい人材がいれば、特殊なケースであったりとか、公募じゃなくて皆さんからお願いをして採用する場合だって出てくると思うんです。ですから、そういう意味では、やっぱり公募にあたる際の原則みたいなものをもう少し緩和してもらって指導員のあり方、指導員の仕事というものをちゃんと見つめていただきたいと。やっぱり職業能力開発校の指導員というものが、その授業だけを教えればいいんだというような見方をされているような気がするんですが、そうではなくて、試験の準備をしたり、就職の相談を受けたり、斡旋をしたり、いろんな仕事をしているということもぜひ認めていただきたい。ぜひその答弁をしていただきたいと思います。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 今回の陳情案件で変更した部分について、講義の時間だけを時給制にするというシステムを、日給制、月給制にして、指導も含めて対応して社会保険などにも入っていただきたいということを思っております。それと、採用については実績を考慮してという形で対応していきたいと思っております。

○**玉城 ノブ子 委員長** ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 最後の確認ということで、3点ぐらいお聞かせ願いたいと思います。まず1ページの、今上里委員やほかの委員からもたくさん質疑が出ましたが、今回、連合おきなわユニオンのほうから陳情が出まして、我々経済労働委員会も現場視察した結果、4月から勝目観光商工部長になりまして、その経過・処理方針等を見て大変安心しております。やっぱり、努力した経緯が見られます。しかしながら、1つは、その中においてこの陳情がもし出なければ、この職業能力開発校で働いていた方々はようになっていたのかということも含めて、やはり県の行財政改革の中にも含まれていたと思います。その中で、県としての立場も十分理解できるんですが、ただ、20年も15年もここで働いている方々の非常勤講師の取り扱いについては、私たちもそれではいけないということで感じていました。そして今、1年以内の2回を限度ということで、これはずっとたわわていますが、しかしその下に2回を超えて更新する場合には、人事課長と協議するとうたわわていますよね。ここで、何とかこの方々の雇用が継続できるということで理解していいのかと再度確認したい。

○勝目と夫観光商工部長 基本ルールは公募という形で我々はとります。ただ、その実績は十分考慮するというぐらいの答弁しか現場ではできませんが、考慮していきたいということで、この件については県民の代表の与野党一致した御意見だと承っておりますので、我が部としても公明正大にそれなりに頑張っていきたいと思っております。

○中川京貴委員 ただいまの、観光商工部長の大変奥深い答弁で十分理解しております。ぜひ、解決策はそれしかないと思っておりますので、ぜひ基本的なルールはしっかり守りながら、公正公平に守りながら、その資格を持った方々の優先雇用は現場でぜひ判断していただきたいと考えております。これは以上で終わります。

次に、9ページをお願いします。9ページの喜友名沖繩市議会議長からの陳情、これも先ほど玉城満委員のほうからありました。そこで、やはりこれは北中城村と沖繩市のいろいろな思いがあると思いますし、また、いろいろ一般質問等も、今回だけではなくて前回からもずっと出ておりました。その中で、玉城満委員から提案がありました。地主の皆さん方も、返還されてこれまで入ってくる軍用地料は入ってこなくなると。果たして、3年や5年で跡地利用がしっかりして、それに伴う収入が得られるかという不安もあると思います。そういった意味では、沖繩市も沖繩市の言い分があるように、北中城村も北中城村の言い分があると思います。県としては、その皆さん方を集めての話し合いを

持つ話をさっきしていましたが、それを具体的にいつごろやるといったものは持っているのか聞かせていただけますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 まず、軍用地の跡利用の計画の話や、都市計画の話とかいろいろありますし、まず関係部局等とはまず相談してみたいということ、先ほど答弁したつもりでございます。

○中川 京貴 委員 過去に、マルチメディアセンターがありましたよね。あれも沖縄じゅうでつくったんですよ。嘉手納町もつくりましたし、北谷町もつくりましたし、名護市もつくりました。いろんなところでつくって、企業も新しいところへどんどん行くんです。そして、古いところはどんどん店舗が残ってしまって、何に使うかということになるんです。やっぱり、沖縄市もそれを心配して新しいところへどんどん行くだろうと。しかし、この競争原理というか市場原理の中においては、やっぱり企業ももうかるために投資しますので、私はその線引きも大切ですが、この競争原理もやっぱり沖縄県はあるのではないかなと思って、県としても苦しい立場にいると思うんですが、やっぱり最初のうちで工事が始まる前の線引き一話し合いは必要だと思うんです。この辺はぜひ県も入っていただいて、お互いの意見を聞いて、できるところはスタートの時点からこじれないような話し合いをさせたほうがいいと思うんですが、これについてどうですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 どうなるかはわかりませんが、とりあえず県内部で相談して、我々は中心市街地の活性化という所管はしておりますので、地元沖縄市とも個別に相談していきたいと思っております。

○中川 京貴 委員 わかりました。

11ページをお願いします。EMのことです。これは、経過・処理方針等を見ていただきたいんですが、「県としてはこれらの微生物の持つさまざまな機能は」とありますよね。そして、優位性に注目していきたいと。この国際貢献を担えるとあるんですが、私は、実は必ずしも陳情でなくても、さっき出ました東江菌、いろんな微生物の菌がありますよね。それをやっぱりすべて県は受け入れて、一緒になって取り組む姿勢が必要だと思うんですが、余りEMに対して積極的じゃないような感じを受けるんですが、これについてどうですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 我が部は、微生物の有効性については、非常に注目

してビジネスに展開していきたいと考えております。積極的でないところも他部にあります。

○中川京貴委員 それでは、後でまた積極的でない部について聞きたいと思えますけれども、ぜひここに書かれている観光商工部長がおっしゃるように、国際貢献を担える可能性の高い沖縄県のバイオ産業というものは、やっぱり私は推進していただきたいということで終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず職業能力開発校の件で確認して、この問題はぜひ解決していきたいと思うんですが、3ページ、4ページ、関係部局と調整をとということなんですが、関係部局というのはどこのことを指しているのでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 総務部でございます。

○渡久地修委員 この経過・処理方針等の中で、調整してまいりたいということでしたが、先ほどの質疑の中では、そういう方向でやると明言しているようにも聞こえたんですが、もう調整はほぼ済んでそういう方向で皆さんやるということを確認していいんですか。

○勝目と夫観光商工部長 我が部としては、そういう日給、月給制を九州各県並みにやりたいと考えておりますが、ただ相手の一現場の訓練指導員の方々の最終意向も踏まえる必要があると思いますので、その件は確認して進めたいと思っております。

○渡久地修委員 総務部は了解しているということですね。

○勝目と夫観光商工部長 我が部の意向に賛同する予定でございます。

○渡久地修委員 ぜひ、頑張ってください。それと、一番は2つあると思うんです。1つは雇用継続を図る、もう一つは沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程第4条第2項及び第3項を削除してほしいというものがあるんですが、削除のものはできませんと書いてあって、先ほどからこれは方針だからと

いう答弁なんです、一番については十分考慮するとか言っていました、この陳情書にある雇用継続を図るという方向で努力するという事で理解していいんですね。

○勝目 和夫 観光商工部長 あくまでも、公正に公募するというスタンスは変わりません。では具体的に進める進め方として、我が部としては、内規的に考慮していきたいというスタンスでございます。

○渡久地 修 委員 ぜひ頑張ってください。それで、先ほど観光商工部長の答弁がありました、この問題についての陳情が出されて、陳情以外の職業能力開発校のあり方そのものに議論が発展していった、正規雇用の実態がこんな比率でいいのかとか、そういうところまでどんどん発展していった、皆さん再編整備計画とかきていますので、先ほど言った襟を正して正規雇用も広げていくというような答弁がありましたので、ぜひそういう立場でやっていただきたいということで要望にとどめておきます。

次に、これと関連して8ページ、ここでもそうですが、いわゆる非正規雇用、8ページはワーキングプアがありましたが、少し一般的なことをお聞きしたいんですが、一般質問で取り上げましたが、人間を物扱いにするという思想があると、いろんな問題が惹起してくると思うんです。その問題として質疑したのが、人間を物件費扱いしているという問題。県庁職員で841名が物件費、物扱いにされている。そして、ここの職業能力開発校の非常勤の皆さんも物扱いだったという点では、こういった扱いがいろんな問題で弊害が出てくると思うので、総務部長は国に意見交換する機会があれば、十分意見を述べたいと思います。今度初めての提起だから、国の統計上の指針とかあったとしても、人間を物扱いするようなやり方は私は好ましくないと思うので、これは是正すべきだと思うんですが、雇用関係を扱う観光商工部長として物件費扱いされている一物扱いされているということに関しては、どういう感想をお持ちですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 我が部としては、いろんな各部局に最低賃金や労働基準を守るようにというような通知を随時出しているところでありますので、そういう立場からすると、委員がおっしゃるような意見は十分理解できます。総務部には我々のほうからも、ぜひしかるべき部署の人と相談してもらいたいという旨は伝えたいと思っております。

○渡久地 修 委員 これは総務部の職員から資料をもらいましたが、本土でも意

見が出ているんです。こんな物扱いしていいんですかという意見で、総務省とのやりとりをもらったんです。インターネットで公開されていますが、それぞれの県や市が、人件費扱いして、県民や市民に説明することは構いませんということなんです。ただ、総務省は相変わらず物権費扱いというスタンスは変えていない。これは私は許せないと思うんです。皆さんと同じ職場で働いている人たち、同じ部屋で働いている人たち、血も通っているし感情もあるし涙もあるし家族も抱えているんです。それを、物件費扱いするというのは私は許せないなので、これはぜひ県の資料の扱い方もどうするのかを含めて検討していただきたいと思います。これは、私は引き続きやっていきますからお願いします。

それと最後に、玉城委員が言ったまちづくり3法がありますが、今週私の家の隣の薬屋が店閉まいしました。それで、私は那覇市首里に住んでいますが、私の家もマチャーグァーだったんですが、とっくの昔に閉めました。大手スーパーが出てきて、隣近所のお店が全部つぶれたんです。つぶれて、今度は、この大手スーパーが撤退したんです。撤退したらもう店がないんです。お年寄りも、もう行き場を失ってしまっているんです。バスなどを使ってリウボウまで行くとか、遠いところまで行かざるを得ないといって悲鳴を上げているんです。今、こういう事例が沖縄各地で起こっているんです。皆さん方は今出たところだけではなくて、実態をもっとつかまないと。ヤンバルで共同売店というものをつくりましたよね。私はああいうものが都会で必要な状況になってきているんじゃないかと思うぐらい、年寄りの皆さんは非常に困っているんです。こういう実態について、承知していますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 小さい細かいところはもちろん承知していないところなんです。基本的に我が部がかかわっているのは、中心市街地、例えば沖縄市や名護市やシャッター通りと言われている—こういったところを行政として、やはり活性化していきたいということは、担当部局として議論しているところでございます。

○渡久地 修 委員 先ほど議論がありました競争原理、市場原理などいろいろあります。とにかく、もうかるところは大手スーパーも大手企業も来るんです。もうからなくなったら、どんどん撤退して空洞化しているというものが、いろんな中心商店街の問題としていろいろ出てきているんです。だから、社会的責任というものは企業にも本来あるべきなんです。そこを、どうやって守らせていくかというのが行政の仕事でもありますので、私は今回これだけにとどめていますが、この陳情にあるところも含めて、それから今私が言った本当に都会

の中でも小さな地域でもこういう実態が起こっており、中心市街地も大変ですし、それ以外のところも大変ですので、実態をぜひ調査していただきたいと思います。どうでしょうか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 空き店舗関係は毎年調査しておりますが、それ以外の地域の実態については、とりあえずもう一度市町村あたりと連絡してみたいと思っております。

○**渡久 地修 委員** とにかく、地域では本当に高齢化社会の進行に伴って深刻な実態になっていきますので、ぜひ調査もよろしく願いして終わります。

○**玉城 ノブ子 委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**玉城 ノブ子 委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1 時23分 再開

○**玉城 ノブ子 委員長** 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第80号外16件の審査を行います。

なお、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件については、委員会条例第15条の規定に基づき、委員の除斥を行う必要があります。

このため、本陳情2件については、そのほかの陳情の審査が終了した後、一括して審査を行うことといたしたいと思っておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く陳情15件について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただ今から、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。今委員会に付託されております陳情案件は、継続10件、新規7件でございます。

それでは、陳情平成20年第135号及び同第143号を除く陳情15件について、御説明いたします。

なお、陳情平成20年第80号、同第84号、同第139号、同第158号、陳情第39号、第48号及び第53号の継続陳情7件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の15ページをお開きください。

継続案件の陳情平成20年第198号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

県としては、伊江島黒糖工場建設の検討に当たって、含みつ糖地域の生産活動に支障がないよう、関係者による話し合いをしているところであります。

次に、新規陳情について御説明いたします。

24ページをお開きください。

陳情第70号、陳情区分は新規、件名は沖縄県虚偽報告「美ら海協力金の違法性調査」に関する陳情、陳情者は長崎毅であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

美ら海協力金とは、宮古島漁業協同組合、池間漁業協同組合及び伊良部漁業協同組合の3漁業協同組合と地元のダイビング事業者とが、平成20年2月に任意で締結した宮古地域における海面の調和的利用に関する協定に基づき、ダイビング事業者から3漁業協同組合に対し、協力金として支払われているものであります。

県としましては、美ら海連絡協議会及びダイビング事業者のホームページでの美ら海協力金の説明に、一部不十分な表現があったため、これらの改善について指導してまいりました。その後、美ら海連絡協議会では、ホームページの文言を改善するとともに、美ら海協力金が任意の協力金であることや、協力金の用途などを記載したリーフレットを作成し、ダイバー等に配布しております。

また、当該協議会は、ホームページによる周知対策を充実させるため、専用のホームページを立ち上げ、各ダイビング事業者のホームページから、当該協力金の説明について閲覧できるよう改善を行うこととしております。

今後とも、県では、関係者に対して観光ダイバーなどへ、当該協力金の趣旨を十分に説明し、協力を得るよう指導してまいります。

次に、26ページをお開きください。

陳情第74号の2、陳情区分は新規、件名は平成21年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情、陳情者は沖縄県離島振興協議会会長仲村三雄外1名であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1、農林水産業の振興につながる施設整備については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業や林業構造改善事業等で実施可能であることから、地元の要望を踏まえ、検討してまいります。

2、有銘地区の農業用水源の確保とかんがい施設の整備については、地元との調整を図りながら、平成23年度を目途に事業化に向けて取り組んでまいります。

次に、27ページをお開きください。

3、(1) 国営造成施設管理体制整備促進事業は、平成17年度から平成21年度において、農業用施設を管理する土地改良区の管理体制の強化を支援するための事業であります。

平成22年度以降の継続については、国において検討しているところでありますが、県としても、同事業制度の継続を、九州地方知事会や全国農業農村整備課長会議等と連携しながら、国に対し強力に要請しているところであります。

(2) 基幹水利施設管理事業は、国営事業で造成した農業用ダム等基幹水利施設の維持管理の支援を行うための事業であります。

伊是名地区は施設規模が小さいため、事業採択の要件を満たさず、補助対象となっておりません。

県としては、国営で造成した施設について、採択要件にかかわらず、すべて補助対象とする制度拡充を行うよう、九州地方知事会や全国農業農村整備課長会議等と連携しながら、国に対し強力に要請しているところであります。

次に、28ページをお開きください。

4、水産物加工直売施設の整備については、水産業構造改善特別対策事業で対応可能であることから、今後、多良間村からの要望を踏まえ、費用対効果を含めた計画の妥当性、採択要件等を総合的に勘案し、検討してまいります。

5、多良間村における漁港の利用漁船数は、増加傾向にあります。そのうち、前泊漁港での利用漁船数は、減少傾向にあります。

このようなことから、現状での前泊漁港船揚場の拡張整備は難しいと考えて

おり、今後は、前泊漁港の利用漁船数の増加等の状況を見ながら検討してまいります。

6、多良間村においては、平成20年12月末現在、肉用牛3951頭、豚103頭、ヤギ811頭の家畜が飼養されておりますが、屠畜場がないため、宮古島市の食肉センター等を利用している状況にあります。国等の補助事業により、屠畜場の整備を行うには、1日当たりの処理能力が、肥育豚換算で、おおむね500頭以上年間処理能力で12万5000頭であることが採択要件となっております。

さらに、ヤギのT S E伝達性海綿状脳症に対応した施設の整備を行う必要があります。

このようなことから、多良間村の簡易屠畜場の整備に当たっては、採算性など補助事業の要件を充たしていないことから、現段階では困難であると考えております。

次に、29ページをお開きください。

7、離島漁業再生支援交付金事業は、水産業及び漁村の多面的機能の増進を図ることを目的とし、漁場の生産力向上などの新たな取り組みに対し、支援を行う事業であります。

石垣市においては、漁業集落が主体となって、サメ駆除や体験漁業の実施及び浮魚礁の設置などの事業に取り組んでおります。

国においては、平成21年度に事業効果の調査分析事業を実施し、事業継続の検討を行うこととしており、県としましても国に継続を要望しているところであります。

次に、30ページをお開きください。

陳情第92号、陳情区分は新規、件名はモズクの販売促進の予算措置に関する陳情、陳情者は沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長並里弘安外1名であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

本県のモズクは、全国シェアの9割以上の生産量を占める重要な基幹水産物ですが、昨今の経済状況の悪化による消費の低迷で、需要が伸び悩んでいるため、厳しい漁業経営環境となっております。

県としては、モズク養殖業振興のため、種苗供給施設の整備、養殖技術の改良、モズクの日における量販店での販売促進などに取り組んでいるところであります。

さらに、平成21年度は、①モズクメニューの開発・普及②モズクの機能成分に関する講演会などを行っております。

また、6月の補正予算で計上している県水産物販売促進緊急対策事業などにより、消費拡大普及員の配置、新商品の開発、全国PRなどを行い、モズクの消費拡大を図っていきたいと考えております。

次に、32ページをお開きください。

陳情第115号、陳情区分は新規、件名はさとうきび農業基本政策確立に関する陳情、陳情者は沖縄県さとうきび対策本部本部長赤嶺勇外1名であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

さとうきびは、本県農業の基幹作物であり、台風や干ばつ等の自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。

このため、県としては、さとうきび政策の支援に当たっては、生産者及び甘しや糖企業が意欲を持って生産に取り組み、経営安定が図られるよう、6月30日から7月1日に、農業団体等と連携し、国等に要請を行っております。

要請の内容については、①WTO農業交渉及び日豪EPA交渉に対する適切な対応、②さとうきび等の政策支援に係る甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の確保、③経営安定対策に係る対象要件の緩和・見直し等、④さとうきび生産組織等の担い手育成、⑤さとうきび増産プロジェクト基金にかわる新たな対策の創設、⑥甘しや糖企業の経営安定対策、⑦さとうきび生産振興対策などとなっております。

今後とも、県議会、農業団体等の関係機関と連携しながら、国に対し要請してまいります。

次に、34ページをお開きください。

陳情第123号、陳情区分は新規、件名は伊江島における黒糖工場建設に反対する陳情、陳情者は竹富町議会議長通事隆一であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

竹富町におけるさとうきびは、小浜島、西表島、波照間島の離島において台風や干ばつ等の厳しい自然条件下にあって、他作物への代替が困難な地域で生産されているとともに、製糖業を通して、雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物となっております。

このため、県としては、伊江島黒糖工場建設の検討に当たって、含みつ糖地域の生産活動に支障がないよう、関係者による話し合いをしているところであります。

次に、36ページをお開きください。

陳情第127号、陳情区分は新規、件名は徴収済み美ら海協力金の保全に関する陳情、陳情者は長崎毅であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

37ページをお開きください。

1、美ら海協力金の徴収状況について、ダイビング事業者等に確認したところ、これまで強制的に協力金を徴収したことはないとの回答を受けております。

今後とも、県では、関係者に対して、観光ダイバーなどへ当該協力金の趣旨を十分に説明し、協力を得るよう指導してまいります。

2、美ら海協力金については、ダイバーに任意であることや趣旨を説明した上で支払いを受けているとのことであるので、名称を改めるような指導は難しいものと考えております。

次に、38ページをお開きください。

陳情第129号、陳情区分は新規、件名はEMの講習会を開催することに関する陳情、陳情者沖縄県患者同盟設立準備委員会代表真栄城守和であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

農林水産物の生産技術については、科学的なデータに基づく再現性のある試験において、その効果が認められたものを普及に移す技術として普及推進を図っているところであります。

EMについては、農業試験場（現農業研究センター）、畜産試験場（現畜産研究センター）、林業試験場（現森林資源研究センター）において、農作物への施用や病虫害防除に対する効果試験、悪臭低減効果試験及び堆肥製造期間の短縮化試験などを実施してきた結果、いずれの試験においてもその効果は認められておりません。

このようなことから、県としては、農林水産物生産等のためのEMの講習会を開催することは、難しいものと考えております。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 30ページのモズクについてなのですが、私も一般質問の中でも質問させていただいたんですが、それはさておいて、生産上の経緯、過去5年間どういう推移でふえてきているのか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成16年から少し説明いたしますと、モズクが生産量が1万5774トン、平成17年が1万3352トン、平成18年が2万1615トン、平成19年が2万1802トン、平成20年が1万5550トン、平成21年が8000トンを予想しております。

○前島明男委員 生産量にばらつきがありますが、これはどういう理由ですか。平成19年は2万1802トン、平成20年は1万5550トンとか、かなりばらつきがあるんですがこれはどういう理由ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 モズクは大体2万トンぐらいの生産能力は、沖縄県であるようです。ただ、豊作によってふえたり減ったりするという状況がございまして、平成18年、平成19年は豊作、そういう意味では通常、大体1万5000トンから1万7000トン程度、やっぱり2万トンを超すと豊作という状況になるかと思えます。

○前島明男委員 過去において、いわゆる豊作貧乏、非常に豊作だったけれどもキログラム当たりの単価が暴落して、投棄される時期がありましたよね。ああいうことにならないように、せっかくどこかが生産をしても、せっかくつくった貴重な海洋資源を投棄することがないように、何かいい方策はないんですか。例えば、豊作だったときには乾燥モズクをふやすとか、いろんな方法もあると思うんですが、なぜああいうことが起こったのか、その辺の理由を聞きたいんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは一般質問でも説明したんですが、発掘あるある大辞典とかでモズクの機能性というものがかなりPRされていまして、その辺が落ち着いてきて、それと経済的にも厳しい環境になってきたので、需要が

減ったというのが主な要因でございます。そういう意味で、これから需要開拓をどうするかということになると思うので、委員からもお話があったように、いろんなメニューの料理をつくるとか、あるいはいろんな加工の仕方をやるとか、そういう意味では乾燥モズクも1つの方法だと思います。ただ、それだけではやっぱり消費拡大につながらないので、いろんな形の消費拡大をやるということが大事です。そういう意味で今回、補正の中でも全国でピーアールをやって、特に東北地方あたりでピーアールしながら、もう少しモズクの認知度を高めていきたいと思っております。

○前島明男委員 二、三年前でしたか定かではないんですが、糸満市の乾燥モズクの生産工場を見学したんですが、そのときは生産のキャパシティーはあるけれども、モズクが足りないというようなことがあったんですが、最近はどういうことはないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今乾燥モズクですが、乾燥するときに、やはりいろんな形で費用がかかるようで、一定のコストの見合う価格で売らないといけないということで、やっぱり買う側が少し高いんじゃないかというイメージを持っているようです。そういうことで、なかなか売れないという状況もあるということですね。

○前島明男委員 コストがかかるということですが、コストダウンする方法はないんですか。やはり消費者側が適正な額を、買いやすい値段でないと、これはどうしても売れないわけです。その辺のコストダウンの方法はないんですか。なぜ需要と供給のバランスがとれていないのか、これは買う側が高いと思っていること自体が問題というか、生産する側の生産価格が高いというのが問題だと思うんですが、どうしてそういう価格になるのか、消費者の要望にこたえられるような値段にならないのかその辺どうなんですか。

○勝俣亜生水産課長 また、乾燥モズクというものは、使い勝手を消費者のほうがよくわかっていच्छゃらないということがあると思うんです。そういうことがあるので、普通のモズクの食べ方と同じように使うとなると、やはり今売られているカップモズクで食べたほうが安いわけですね。乾燥モズクは乾燥モズクで、おみそ汁に入れるとかいうふうな使い方が普及されれば、使い勝手がいいという認識をしてもらって売れる可能性はあると思うんですが、今はまだ乾燥モズクそのものの使い方がよくわからないので、高いというイメージ

になっているんだと思います。

○前島明男委員　そこで、私がこれから質疑したいことの本題に入ります。きのうも本会議の一般質問で取り上げたんですが、きのう私が伺っても、やっぱり宣伝不足なんですよね。これは恐らく日本全国津々浦々までモズクのよさがまだ浸透していない、伝わっていないように思うんですが、やはり単発的にどここの物産展で何をやったとかということではなく - それはそれで必要だと思いますし、大事だと思いますが、年がら年じゅう各地域で物産展は行われていますけれども、それはそれで必ず出展する必要がもちろんあると思いますし、それ以外にきのうモズクマンという話を出して笑いを誘ったんですが、それぐらいモズクセールスのエキスパートを養成して育成して、北海道から南は鹿児島県まで、年じゅうモズクマンが津々浦々までモズクの宣伝をして歩くということをやらないと。ただ、ここで物産展をしたそこで出展したということだけでは浸透しないと思うんです。やはり、消費量を伸ばしていくためには、日本全国どこへ行っても、田舎へ行っても沖縄県のモズクのよさ、モズクの食べ方を知っているというようなことにならないといけないと思うんですが、これは水産業者だけに任せるのではなくして、行政側も一緒になって、国内で生産する太モズクの確か99%ぐらいは、沖縄県、奄美大島だと思うんですが、せっかくそういうすばらしい生産資源を持っていながら、それがまだ思うように売れないというのは非常に残念なので、それを行政側も一緒になってやる必要があると思うんですが、農林水産部長いかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長　委員のおっしゃるとおり、単発的にやる部分とやはり長期的に継続してやる部分が必要だと思います。そのやり方としては、今おっしゃるようないろんな形でモズクを継続してやれる人を育ててやる手法もあります。そして農林水産部長のほうでは、きのうも少し触れたんですが、沖縄モズク大使というところで、5名ほど任命しております。さらに今、調整中ではありますが、沖縄プロレスの方々に沖縄モズク大使になっていただいて、モズクみたいな仮面をかぶっていただいて、そういうピーアールもまた必要かなということで、いろんな形でピーアールをする仕組みをつくらないといけないんじゃないかと。それと同時に、やはりとった量は売るという意味では、沖縄県だけではキャパシティーは小さいので、やはり全国展開をやらないといけないんじゃないかということで、これから補正予算の中でいろいろ工夫しながらやっていこうと思います。

○前島明男委員　なぜ私がそういうことを提案するかと言いますと、私の友人が浦添市で個人で革製品を扱っている業者がおります。そして、この社長は個人企業なんですけど、もちろん技術者でもあります。本人が革製品の製造も手がけて成功して、あとは部下職員に任せて、本人は年がら年じゅう北海道から鹿児島県まで営業で回っています。そして月の半分しか沖縄県にいません。そして、聞いてみたら物産展はもちろんのこと、田舎まで回って自分が営業しているということで、年じゅうローテーションでずっと回っているんです。それで、製品のよさももちろんあるんですが、本人の個人の知名度も上がるし、やはり顔と顔をつき合わすわけですから、やはり人間ですからそういう情も移ってきますし、それだけ回ってきているんだから買ってあげようじゃないかということにもなりますし、また物を宣伝するのに私はそれが一番だと思うんです。ですから申し上げたんですが、年じゅうやっぱり営業して歩くと。これでもかという営業をしないと、せつかくのいいモズクが売れ残るということになるので。それと最後にもう一点。本土でも中国でもー中国の人口は12億人とも13億人とも言われています。中国に売り込まない手はないんですね。大体食生活は私たちと似ていますから、そういった意味では、香港・上海・北京にしる中国が大きな市場に成り得ると私は思う。ですから、そういう大都会のいわゆる著名な料理研究家といろいろなタイアップして、いろいろ料理のメニューを開拓はしていますよ。それはそれでいいんです。やっぱり、ああいった外国で物を売ろうと思えば、本当に向こうで著名な、人気のある有名な料理家とタイアップして、その人に料理のメニューを研究してもらって発表してもらおうと。これは本土でも一緒なので、普通のただの料理研究家ではなくて、やっぱり顔の売れた、名の売れた人をつかまえて、いろんなルートを使えば可能なはずですから、そういうことを本土でも、あるいは中国市場でもやる必要があるんじゃないかということできのうは提案申し上げたんですが、いかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長　委員からいろいろ提案があったことについては、これからまた今の著名な料理家も含めて、それから継続的に、ではどういうふうにするのかとか、料理の仕方がわからないとか、あるいは買ってもしるふうにするかということも含めて、総合的にいろいろ専門家の意見も聞きながら、しっかり消費拡大につながるような形の対策をつくっていきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第74号2の29ページ、石垣市の離島漁業再生支援交付金事業についてですけれども、私以前に一般質問でも申し上げましたが、感触として継続できるんでしょうか、そのあたりを確認したいんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 陳情処理にも書いてありますけれども、引き続き平成22年度もやる方向で、今国とは調整しているところでございます。

○辻野ヒロ子委員 これは漁業者の皆さんも大変気にしていますし、また今、後継者問題やいろいろ厳しい状況にありますので、ぜひいろんな形で、今石垣市もつくる漁業とか生けすの問題とかいろんなものも、浮魚礁の問題も抱えていますので、石垣市のほうからも強く言われていますので、県のほうで頑張っ

て継続できるようによろしくお願ひしたいと思います。

次に入ります。34ページ、これは2件にまたがっていますが、竹富町議会で2回も決議しておりますが、一緒ですから陳情第123号でよろしいでしょうか。伊江島における黒糖工場建設の件についてですが、まずこの工場建設の計画について内容等を知りたいんですが、教えていただけますか。

○山城毅糖業農産課長 伊江島の黒糖工場については、沖縄特別振興対策調整費を活用して、生産量で6000トン程度の原料を処理するという工場を、今予定しているところでございます。

○辻野ヒロ子委員 予算規模や、いつごろまでにという予定があると思うんですが、その内容についてお願いします。

○山城毅糖業農産課長 先ほどのものにつけ加えますと、日量50トンの規模の工場でございます。さとうきび処理量が5500トンから6000トン程度の処理を予定しております。それから総事業費として14億円程度を予定しております。これについては、合意形成を得た上で工場建設をスタートするということになりまして、平成23年3月までに建設を予定するというスケジュールで動いているところでございます。

○辻野ヒロ子委員 北部振興事業ということで期限も決められているようですが、2月議会の処理方針では話し合いをしていきたいということが、今度6月議会の処理方針で話し合いをしているところだと変わったわけですね。その間に関係者の皆さんとの話し合いが持たれているようですが、その感触は一

その話し合いの内容などはどうでしたでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず1つは、7つの工場を取りまとめている沖縄県黒砂糖工業会というものがありますが、そこで伊江島の黒糖工場建設について認めるかという議論がございまして、その中で一定の条件を付した形で一つの建設の方向でもいいんじゃないかという、これは沖縄県黒砂糖工業会サイドとJAおきなわ、県も中間的にいったんですが、その意見交換の考え方ですが、まず1つは含みつ糖振興対策費の拡充・強化、それから市況対策及び救済措置について。それから3点目としては、含みつ糖支援、これは法的な位置づけというものは分みつ糖並みの支援対象にしてほしいという要望がございまして。それから、4点目としては営農指導の強化ということで、今の小浜島、西表島、波照間島に専任の営農指導員を置いてほしいというような4点の提案がありまして、その提案について沖縄県黒砂糖工業会とJAおきなわが話し合いをして、今の4つの項目についてしっかり守れるのであれば、合意形成しましょうということの了解を得て、それから竹富町、竹富町議会に説明をして、その中で新聞にもあったと思うんですが、まだ少し不安があるということと今この要請になっております。

○辻野ヒロ子委員 なかなか地元のほうとしては厳しいんです。せんだっても竹富町長、それから竹富町議会議員の皆さんからもいろいろ言われまして、これはきちっと本当に自分たちの条件がのめるかと、これまでずっと訴えてきたものだ、今国に要請しようとしているのは。だから、それが本当にできるかどうかもわからないのに、自分たちとしてはさとうきびしかつくれないところだから、自分たちはこれではやっていけないということを強く言っているんです。だから、その落としどころというのは、やはり含みつ糖の制度の問題だと思うんですけれども、その辺でどういう形で県のほうは話し合いを持っていくつもりなのか。今の状態では平行線なんです。ですから、そのあたりいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど説明した4つの項目について、県としても、これは直接国とかかわるのが1の含みつ糖振興対策の拡充強化ということですが、これは含みつ糖についての予算補助ですので、やっぱりしっかり伊江島に入った場合は、当然それに見合うような補てんをまず国はやってほしいという話になると思います。それと、含みつ糖が今言う補助金制度でやられているので、分みつ糖と同じような支援をしてほしいということになるかと思いますが、

これについては今回の要請の中でも、含みつ糖も分みつ糖並みの支援にしてほしいということで、今回要望しております。ですから、こういう状況にあるので、国としても何らかの含みつ糖に対して、今言う不安になっている部分についてしっかり考えてほしいということで今回の要請、それから次にまたいろいろ調整しながら、国に対しては、含みつ糖だけこういう状況があるので、しっかり考えてほしいということを含めて、国に含みつ糖地域の市町村を含めて要請に行きたいと考えています。

○辻野ヒロ子委員 今国庫負担が3分の2ですが、それを全額負担してほしいとか、老朽化した製糖工場を整備してほしいという問題なども、民間なのに本当に国がやってくれるかとか、一つ一つ厳しいことを地元としては言っているものですから、そのあたりしっかり国と本当にやっていけるのか、ただパフォーマンスじゃないかということをおっしゃっていますので、もっと話し合いを持っていただかないとこれは解決できないと思うんです。例えば、先ほどおっしゃっていた沖縄県黒砂糖工業会とありますが、これは今も機能しておりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 黒砂糖をつくっている工場はすべて会員に入っています、そこで販売やいろんな話し合いや品質向上等について、そこを中心に話し合いをしております。

○辻野ヒロ子委員 今、竹富町長もかなり厳しいことを言っていましたので、国への要請を一緒に行ってくれないかと言われているけれども、地元のほうが合意しないわけには私は行くわけにはいかないということをおっしゃっているんです。そのあたりを含めて、話し合いはどうなっているのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど説明したんですが、これは国が3分の2を持っていて、そういう意味では県サイドだけではなくて、やはり国も入れた形で話し合いをしたほうが、例えば、予算の拡充の問題や分みつ糖並みにもっていく課題、そういうこと等も、国にこういう状況ですという話もしながら、そういう中で解決を出す。あるいは県内であれば県内で、例えば今営農指導の問題について県内で解決できますので、県内でできる部分と、やっぱりどうしても国が入ってもらわないとできない部分もあるので、その部分はそれで分けて話し合いをしながら、あるいは国に要求すべきものは要求していこうかと思っております。

○辻野ヒロ子委員 近いうちに国のほうに要請に行かれるということですが、いつごろ予定していらっしゃるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今月 - 7月を予定しております。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ、それまでにもう一度、特に竹富町には3工場あるんですよね。波照間島、西表島、小浜島とありますし、与那国町にもありますが与那国町はほとんどJAおきなわがあれしてますよね。そういう意味では、皆さんもう一度県のほうが中に入っていて、きちっと話し合いをやって、その後要請していくという形にしないと、またそこでこじれてしまうんじゃないかという心配があるんですが、いかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 その件については、やっぱり県としてもさとうきびは重要ですので、やはりさとうきびを守るという意味では一緒ですから、その話し合いについては、県も一緒になって進めていきたいと思えます。

○辻野ヒロ子委員 竹富町では2度も議会で決議しておりますし、かなり重く受けとめていただいて、要請に行かれる前に今一度話し合いをしていただいて、本当にひざを交えて話し合いをして、この問題は県が中に入って、きちっとやっていただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 今の陳情平成20年第198号と陳情第123号、これいずれも新たに比べると非常に困るというような陳情ですよね。それで、私も2月議会の際に関係者に聞いたら、やっぱりこれはだめだということで私は聞いたんですが、皆さんは支障がないように関係者による話し合いをしているところであると書いてあるんですが、何が支障がなくなるということなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 支障がないようにというのは、まず1つは今心配しているのは、含みつ糖というのは補助金で国が3分の2、それから県が3分の1ということで、伊江島が仮に入ったときに、予算の国分が持てるかというのが1点あります。それから、仮に伊江島がふえたときに含みつ糖の価格自体が下がらないかという懸念があって、今までつくっている工場としては厳しいの

ではないかという話があります。

○当銘勝雄委員 7つの離島工場においては、やっぱり今まででもなかなかいい値段にもっていったいないんじゃないかという心配がある中で、それがふえた場合には大変だということだと思っんです。それで、今年間で8300トンの生産がされているケースが、今伊江島に仮に日量50トンで生産されると、全体にするとあと幾らぐらいになるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 生産量というものは増減があると思いますが、今見込んでいるのは、生産量が5000トンから6000トンぐらいの間なんです、産糖量として750トンで、それを今合計しますと大体伊江島も入れて平成20年度では8700トンぐらいを見えています。そして、含みつ糖の生産状況を見ますと、平成14年が1万7030トンありますが、平成15年は7800トン、平成16年が6900トン、それから平成17年が8400トン、平成18年が8800トン、平成19年が9000トンという状況です。

○当銘勝雄委員 そういうことで、これは平成19年度で8300トンと、多いときは9000トンもあるわけですよ。そうすると、これに750トンぐらいプラスされるということになると、やっぱり若干心配が出てくるだろうなと思っんです。伊江島はかつて分みつ糖の工場があったわけですし、あえてまた何で含みつ糖がそこに入らなければならないのかという理由は何ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは、伊江島はほかの作物に一葉たばこや菊に変わり、それでだんだん落ちていきまして、今の工場の処理能力がかなり下回って、それでは維持できないということで工場を廃止したということです。ところが、やはりほかの作物をつくるに当たっても、やはり輪作の問題や雇用の面で、ぜひさとうきびは島としては必要だという話にまた変わってきまして、そういうことで含みつ糖ができないかということ、含みつ糖地域の皆さんにお願いという形で、つくらせてほしいという要望があって、そういうような状況になっております。

○当銘勝雄委員 よくわかりませんが、うがった見方をすれば北部振興策との関係なのかと思ったりもするわけなので、それは別として次の質疑に変わります。モズクの話ですが、これは前島委員が言っているように、モズクは非常に沖縄県にとって、水産業にとっては大事な製品であって、しかも90何パーセン

トかは沖縄県が生産していると。それで、私は観光商工部にも言ったんですが、株式会社ホクガンの工場が栃木県に行ってしまったんです。ああいう大事な物を、雇用力もあるわけですし、何でもこういうものをちゃんと支えないのかという怒りが前からあるわけですが、もう一つは、やっぱりモズクというものはほかの物と違って、沖縄県がほとんど生産を握っているわけですから、沖縄県で加工して販売すれば付加価値がついて非常にいいわけなんです。今はしかし、1万5000トンから超えると値崩れするというので、値崩れ対策を考えていかなければいけないと私は思うんです。今は加工されたものが逆輸入で来るということでは困るので、きちっとそこら辺は観光商工部とも連携をとって、やはり製造加工して沖縄県から出すというシステムをつくっていくことを、ぜひやってもらいたいということです。もう一つは、製品開発です。生のままで売ろうとすると、どうしても消費が低迷してしまう場合もあるわけなので、全部生ではなくて加工したものを、さっき言った乾燥モズクという話があったでしょう、実はもう一つあるんです。前から私が提案しているのは粉化です。粉にする、そしてそれをいろんな形の物に添加できるわけです。ですからこれは保存が効くわけで、それをやって、値崩れする物に対してちゃんとそういう形でやって、粉で販売をしていくということをやれば、かなり私は開けてくるのではないかと思いますので、これは健康食品ですから、ぜひそこら辺はもっと一生懸命頑張ってもらいたいということで、ひとつ農林水産部長の答弁を聞きたいです。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員のおっしゃるとおり、原料が沖縄県にほぼ100%あるということは、本来でしたらやはりこちらのほうが有利であるはずなので、そういう意味では、生産、加工、流通、やはりそういう見据えた、よく言われている6次産業みたいな形でやるのが重要じゃないかと思っています。現在、実は恩納村漁業協同組合がやっている一つの事例があるんですが、向こうのほうはモズクをとってきて、やはり結構くずが入るそうです。そこをしっかりと取って、さらに取ったものに塩を入れて、さらに今度は塩漬けしたものをまたさらに取ってあげて、ですから3回ぐらい取っているんです。そして3回目はまた細かく取っているんですが、それといつ取ったかもわかるような形になっております。そういう意味では、こちらから売り込むという一つの生産段階でも、やはりトレーサビリティ、要するにこの物がいつどうした物だということを、まずはきちっとやることも必要だと思うので、そういうこととして、それから先ほど提案がありました加工についても、今沖縄特別振興対策調整費で粉や錠剤化にもできないかということで、内閣府と少し調整をしているところであります。そういった乾燥モズクを含めて、全体的に商品開発にそういう

ことをやって、できるだけ県内の業者とタイアップして一コラボみたいな形になると思うんですが、できないかということのを少し研究中でございますので、ひとつまた何かありましたらお知恵をお願いしたいと思います。

○当銘勝雄委員 ぜひやってもらいたいんですが、前に私が紹介した話は、例えばイカスミだって粉にできるんですよね。それは、粉にして保存しておけばいつでも、例えば伊江島がやっているイカスミの御飯やジューシーがありますよね、ああいう形でできるわけですよね。あるいは、沖縄そばに入れてやるのかもできるわけですから、そういうことをぜひ進めてもらいたいと思います。それがやっぱり付加価値ですよ。これはぜひ進めてもらいたいです。

次に移りますが、さとうきびの話で陳情第115号、これはさとうきび対策本部からの陳情ですが、きょうも新聞に出ていましたが、国等に対して要請を行っているわけですが、基本的な問題としてWTOの問題になりますと、これまでの農林水産部長はどっちかという、国は各国の多様な農業のあり方を守ってほしいということのをずっと要請してという一点張りなんです、それができない心配があるから、私は口酸っぱく言っている話なんです。そして皆さんの資料で見ても、例えば、今WTOのパスカル・ラミー事務局長が提案しているのは、日本は4%の枠組みを受け入れればもうかりますよという言い方をしているんです。4%の枠組みを受け入れた場合には、これは絶対にさとうきびが救われないというのは明白ですよ。というのは、全部で1300余りのタリフラインの数というのがあるわけなんです。そうすると4%になると、これが本当に50ぐらいに入ってこないといけないという、これは何十分の1でしょう。それでさとうきびが救われるという話は、私はできないと思うんです。ですから、ここは真剣にWTOの問題についてはやってもらいたい。そして、きのうの本会議では知事も行くという話でしたが、それはどうなったんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 知事もきのう議会在議が終わりまして、きのう出てきょう要請をしているところでございます。

○当銘勝雄委員 本当にこの問題は、沖縄県が生きるか死ぬかの瀬戸際に立たされる問題だと思うんです。仮に、今のWTOで押し切られた場合に、本当にさとうきびはつくれないですよ。そういう状況にあるんだということを認識していかなければならない。では今度は、さとうきび新価格についても、日本政府が考えているのは、WTOに向けての一つの方針なんです。これを簡単に、はいと言っているものだから、私はそこが問題だと思うんです。要するに、W

ＴＯは基本的に農業補助金をやるなど、市場価格で取り扱いなさいという方針ですから、そうすると国際市場価格でやりますよとなると、トン当たり3000円から4000円にしかならないんです。それで、成り立っていない。そこに経営安定対策金という補助金が出てくる。そしてその補助金についても一定の要件を満たさないと上げませんとなると、今、皆さんが今度の県議会で答弁しているのも、50%の農家しか該当しませんということですよね。そもそも、そういうＷＴＯの問題から新価格制度の問題まで、ずっとこれが連動しているんです。ですから、私が本会議で質問した制度の見直しと言っているのは、今の新価格制度の問題を見直さなさいと。従来の最低生産者価格方式に近い方向に持っていきなさいということで私は質問したつもりなんですが、あなたは要件緩和の答弁をしていたので、私はあのとき不満だったんです。わかりつつ答弁したのか、それともそうではなくて、今の新価格制度の要件緩和でとらえたのかわかりませんが、基本的に今の制度をただ緩和するだけでは、私は最終的に成り立たないと思っているんです。ですから、今政府に対してこれはばかにならないということ、皆さんは先頭に立って言い切れないかもしれないが、しかしこれは県議会サイドからいうと、皆さん方もある程度そういうふうを受け入れるような素地をつくっていかないといけないんです。農林水産部長どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 国は先ほどもありましたように、ＷＴＯの国際協力の強化に対応するため、施策の担い手を明確化した上で、農家経営の安定を図るということで、これは食料・農業・農村基本計画の中でも、そういうふうに位置づけされております。ただ沖縄県のさとうきびの場合は、台風が常襲したり、あるいは離島県ということもあって、なかなか米やてん菜みたいにはいかないだろうということで、品目別経営安定対策ということで位置づけをされておまして、その中で政策支援と取引価格ということで、農家所得の確保を図っているということで、今やられているということになっているので、県としては、やはり農家手取りについてもしっかり確保するということでは、制度の中で見直しができるものについてしっかり見直しをしてもらって、今現在ある農家がしっかりさとうきびをやれるような仕組みに変えてくれということを要望しているところでございまして、そういう意味で、県としてはしっかり今いるすべての農家が、これまでどおりさとうきびができるような形に見直してほしいということをお願いしているところでございます。

○当銘勝雄委員 県議会のさとうきび農業基本政策確立等に関する意見書を見

たと思うんですが、要するにあれば、今の新価格制度にもろに反対できないわけなので、一軒の農家たりとも、あるいは一企業たりとも、倒産させてはいかないという表現になっているわけですが、ということは100%の農家が適用されるということの意味しているわけですよ。ですから、そういう方向に県は頑張らないといけないと思うんです。そこで、今価格制度の中での話になるんですが、私はこれは基本的には認めたくないんですが、しかし現実にはこれは対応しないといけないわけだから、そうすると何をどうすれば100%救える方向になると考えるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 現在、基幹作業という4つの作業があるんですが、耕起・整地・収穫・株出管理など、そういう要件があるんですが、それに加えて現在やっている作業、例えば薬剤散布をやっているとか、宮古島では圃場から一歩手前ぐらいに搬出をしているとか、現在やっている作業の中から、できるだけ機械化しなくても済むような形の要件緩和ができないかということで、お願いをしているところでございます。そういうことによって、要件を満たすような形にお願いしたいというところで、今要請をしているところでございます。

○当銘勝雄委員 この前、皆さんからいただいた資料でも、ほとんどのやるべき項目というものは、ここに出ているんじゃないかと思うんです。それ以外に、つくり上げるというか見出すというか、これは非常に難しい話じゃないかと。先日、座喜味委員も言っておりましたが、お年寄りたちは基本的に自分たちで全部やりたいよと。それが自分たちの健康管理のためにもやりたいと、こういう希望もあると思うんです。ただ、今の制度はそれからすべて農作業を奪い取ってしまうということにもなりかねない。そういう形になるわけなので、私はここに出ている経営安定対策以外に、本当に適当なものがあるのかという気がしてならないんですが、さっきのでよくわからなかったのもう一回。

○比嘉俊昭農林水産部長 下のほうに基幹作業というのがあるんですが、耕起というものは掘り起こしで、その後にならしというか整地があります。それから株出管理をやります。それから植付、収穫、この4つの作業が主に機械を中心とした作業になります。そして、それに薬剤散布という方法もあるんじゃないかと。薬剤散布というと、例えばガイダー防除とかいろいろありますね。そういうことも要件の中に入れてほしいと。そうすると簡単な道具でできますし、それから仮に共同防除であれば一共同防除をやったところがあるという話を聞

いているので、それで、そういう共同防除をやる上で参画してもらい仕組みができないとか、そういうことの一つの要件として満たしてほしいということで、実態に合わせて要件見直しができないかということで、お願いをしているところでございます。

○当銘勝雄委員　そういう形で、薬剤散布が入ってくるというのがひとつ広がるでしょう。しかし、皆さん一番下に書いてある担い手育成組織に参加していない農家というものが63%も占めているわけですね。それは皆さん方どうするの。

○比嘉俊昭農林水産部長　今、3年間の特例で45の組織にすべて入っています。これに参画して初めて特例と認められていますので、考え方としては今の生産組織をもう少しグレードアップした形で作業を担うような形の組織も一つの方法ではないのかと。要するに、今現在の組織を生かしながらもっていく手法もあるのではないかとということで、今議論はしているところです。いずれにしても、作業そのものは、そういった農薬散布とかいろんな現在やっている中で共同なりをやるような仕組みで、皆ができるものを作業として、要件として認めてもらえないかということで話をしているところです。

○当銘勝雄委員　これは時間もなくなってきたので、とにかく精力的に知事にも頑張ってもらって、1人の農家も落ちこぼれさせないように頑張ってもらいたい。最終的には先ほど言ったように、県議会もちゃんと支援しますから、今の制度を見直す方向も含めて頭の中に入れていてください。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員　それでは、私は国頭村における林道開設工事における陳情について質疑をいたします。ページ番号は1ページから6ページ、13と14ページ、17ページから23ページの各号に係る陳情についてであります。私、本会議でも質疑をさせていただきましたが、結論から言うと、農林水産部の手法というのは、林道開設ありきという形で非常に拙速な判断をしているんじゃないかと思えます。さらに、私はこの林道開設そのものは、公共工事のための公共工事じゃないかというような疑念があって、その疑念はさらに深まる一方であります。そこで、本会議で質疑したことをもう一度改めて質疑をしますが、その前

に事実だけ少し確認させてください。本会議において、今年度に着工予定の2路線のうち1路線において、その接続部が変わるという答弁をいただきました。その変更箇所について御説明ください。

○長間孝森林緑地課長 接続部分の変更の箇所は、伊江原林道の伊江原支線の起点のほうを変更する予定をしております。当初は伊江原支線からの乗り入れを予定しておりましたが、林道建設環境調査検討委員会の中で委員のほうから既存の作業道路がありましたので、改変が少なくなるということで、これを活用したらどうかという意見を踏まえて、今回起点のほうを変更するという作業を進めております。

○上里直司委員 私、先ほどから疑念が深まると申し上げたのは、情報に対しての開示がかなりされていないということなんです。皆さんは、平成21年2月定例会に、林道建設についてという資料を森林緑地課が出しております。これには、変更前の路線が書いてあるんです。通常ならば、この陳情処理・経過方針等に皆さんは説明しないといけないんじゃないですか。かかる意見を聞いて、このような形で当初から変更がありましたという説明があつてしかるべきだったと思うんですが、なぜそれをしなかったんですか。なぜ説明が不要だと思ったんですか。

○長間孝森林緑地課長 今、見直し作業を行っていてまだ決定ではございませんで、今設計を委託発注している最中です。まだ決定ではございません。

○上里直司委員 委託発注しているんでしょう。決定ではないんですか。変更したということになっているんじゃないですか。

○長間孝森林緑地課長 今そういう作業を行っているという段階でございます。

○上里直司委員 はぐらかさないでください。委託発注しているんでしょう。それは、接続部が新たに変わったということで、皆さんは委託発注をしているということなんですよ。ということは、当初の計画から変わったということなんですよ。変わる方向であるということなんですよ。

○長間孝森林緑地課長 実は伊江原支線については、全体設計はできておりま

せんでしたが、現在、実施設計を進めているという中で、そういう作業を進めているということでございます。補足説明しますが、事業を計画する場合は、まず全体計画を行いまして、それから具体的な調査・測量・設計・積算を経て事業は着工するという段取りになります。現在は、この工事に向けての実施・測量・設計・積算、そういう業務について作業を行っている最中だということでございます。

○上里直司委員 ですから、当初2月議会で説明のあった路線のルートとは違った形でその方向にいくと、そういう作業をされているということなんですよ。ね。

○長間孝森林緑地課長 はい、それも含めて、現在、工法検討委員会も立ち上げて、その中で検討しながら進めていくという作業を行っております。

○上里直司委員 私の質疑に答弁しているのは、既存の作業道路を利用した起点の変更作業を行うこととしているという形で答弁があるんです。さらに9月には着工すると言っているんです。ですから、着工前の直前の委員会なんです。そして皆さん着工したときに、2月議会とは違った路線で着工する可能性が高いわけですよ。それをなぜ説明しなかったのかということ、こういうやり方が非常に疑念を増すんだということの説明をしているんです。それをもう一つお聞きします。そこはもう答弁はいらないです。皆さんはそうやって変更していないと言っているけれど、作業自体は変更作業を進めているという、これは言葉のやりとりだけで終わってしまうので次に進みます。この計画の変更案というものはいつごろ模索されたのか。また、皆さんが先ほど林道建設環境調査検討委員会からの報告があつてと言いましたが、それを受けていつごろ計画の変更を着手され、または検討され始めましたか。

○長間孝森林緑地課長 この起点の変更については、2月議会終了後、今年度に入りまして国等とも調整を進めながら、今作業を行っているという段階でございます。

○上里直司委員 それではお尋ねしますが、この変更のある路線、これは3月13日に知事が視察をされております。知事が歩かれたところが、ほぼ今の変更後の路線になるだろうというところを歩かれております。当初15分間の予定だったところが50分間歩かれておりますね。そこでお尋ねしますが、森林緑地課

長は知事と同行されております。知事には、この路線の変更ということについてはちゃんと説明をされたんですか。

○長間孝森林緑地課長 知事に現場で説明したときは、もとの伊江原林道側からの取りつけ起点の図面で説明しております。

○上里直司委員 これは非常に大変な問題ですよ。2月議会終了後にやる。これ林道建設環境調査検討委員会から報告を受けていた。その作業にも取りかかろうと準備をしているのに、知事にも説明もしていない。なぜそのことを隠すんですか。そしてもう一つ聞きますが、この林道の視察の後に予算特別委員会の総括質疑が行われました。ここにいらっしゃいますが、仲宗根委員が伊江原林道からの接続は急峻で云々と言って接続部の変更というのはあり得るのかという話をしたんですね。そうすると、そのときの農林水産部長は、当初の計画どおり進めますという答弁だったんです。2月議会終了後に作業を進めると言いましたが、当時からそれを変更する予定があったんじゃないですか。なぜそういうことを説明しなかったんですか。

○長間孝森林緑地課長 この路線については、2月5日に県の方針を決定したところでございますが、林道建設環境調査検討委員会からの意見、それから環境担当部局からの意見等も踏まえて、設計についても検討しようということで、内部工法検討委員会も立ち上げまして、環境の負荷の少ない、要するに県道線からはかなり以前の作業路がありましたので、これを活用したほうが環境の負荷が少なくなるだろうということと、切り土、盛り土が少なくなるという意見もありまして、現在、その作業を進めているということで、まだ測量をやっている最中でございます。

○上里直司委員 私が質疑しているのはそういうことではなくて、知事にも言わない、議会にも言わない、そして皆さんの中で進めている。私はなぜ議会で言わなかったかということ、予算特別委員会の質疑の最中なんですね。この工法は急峻な伊江原林道から接続するよりも、旧来の林道部分、そして県道75号線からの接続部分からやると工法的、費用的な負担も軽くなると。つまり計上されている予算案よりも費用が安く済むということなんです。安く済むかもしれない。これは決定ではないものの、なぜ委員に予算が少なく済むんだよということも、予算案の審査をしている最中に説明しなかったのは問題なんだということを指摘しているんです。だから本来はすべきだったと思うんですがどう

なんですか。

○長間孝森林緑地課長 当時はまだ決定していなかったことから、そういうことを発表しなかったというのはそういう事情でございます。

○上里直司委員 決定しなかったからと言っても、もう部内でそういう方向で進めているならば、真摯にちゃんと答えるべきだったと思います。そして、私もそういう意味では先ほどから言ってますが、やはり疑念が深まる要素が多いんですよ。皆さんそれで予算を通してくれとか言われても、我々本当に信頼できるかという気持ちになって、そこでもう一つ角度を変えてお伺いいたします。林道の開設については次に移りますが、実は私が前回の陳情審査のときに、皆さんが実施した業務委託調査－1年間かけて業者に委託をして出した調査をもとにして、文化環境部、環境省、教育庁文化課に意見を求めているんです。この意見が、それぞれ林道建設をもっと慎重にすべきだと、中止も含めて検討すべきだというような、かなり厳しい抑制気味の意見だったと。それに対して皆さんは、それを進めたということだったんです。そこで私が確認したのは、では農林水産部長にお尋ねしますと、これは協議をしたんですかと、皆さん方としては皆さん方の意見もあると。しかし、出したところの意見もあると。ではそれを各部や各関係機関に協議をして進めたのかとお尋ねしたところ、協議をしましたと言ったんです。本当に協議をしたんですか。

○長間孝森林緑地課長 文化環境部からの意見に対しては、その意見について調整、協議等を行っております。

○上里直司委員 これは他の部局にもかかわるものですから、改めて文化環境部や自然保護課の担当者からのお話を聞いてみたいんですが、私がこれを聞いたところ、報告書に対しての意見、その意見に対して森林緑地課から意見を付して出したと。自然保護課や環境省、しかしこれを出しただけですと。これについて協議をしてこれを進めるべきだとか、これはやめたほうがいいのかという協議はしたことがありませんという話を聞いているんです。確かに、皆さんは赤を入れて出していますが、この県営林道環境調査委託業務報告書についての意見という形で出していらっしゃるんですが、文化環境部も含めて協議をされなかったんじゃないですか。この意見を提出しただけに終わっているんじゃないですか。事実だけ教えてください。

○長間孝森林緑地課長 一応、文化環境部については、意見に対して今委員が持っている書類を持って行って説明をしております。そして、いろいろ御意見等がありますので、細かいことについては実施設計の完了後に調整していきたいということで行っております。

○上里直司委員 ということは、まだ協議をしていないということですね。

○長間孝森林緑地課長 現在、測量設計を行っている最中でありまして、これは設計の段階から、文化環境部のほうとも必要に応じて調整していこうという確認を行っております。

○上里直司委員 農林水産部長、私が今質疑をしている着眼点わかりますよね。協議をしていないんのではという話なんです。だから、これから協議を行うということなんです。現時点ではそうした形の協議をまだ行っていないということなんですよね。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、森林緑地課長からありましたように、文化環境部に対して意見をとったと。その意見をとる中で説明をして、説明をしながら了解を得るんだと。それからまた事業をしながら、いろいろ調整するという話の場を持ってということで協議をしたと理解してます。

○上里直司委員 ここはもうさっきから言っていますが、皆さんは協議をしたという立場ですから、それはもう違う立場で聞かないといけないので、そこは改めて聞いてみたいと思っています。それで、きょうは資料を少し委員の皆さんにお配りしております。林道建設環境調査検討委員会設置要綱と委員の皆さん、そして委員会報告までの経緯、報告書等々あと資料も添付させていただきました。これで何が言いたいかと言いますと、時系列的で並べてみますと、皆さんの立場からすると、スケジュールどおり林道開設を進めるための会議や報告会を開いてきたという過程が見てとれるわけなんです。議事録を見たり要綱を見たりすると、かなり林道開設ありきというか、そこにまっしぐらに走っていったかのような印象を受けるわけです。そこで伺いたします。この設置目的に書いてあります林道工事の開設に当たりということですが、あくまでもこの林道建設環境調査検討委員会の設置というものは、林道開設を進めるがための委員会なのかどうか、そこをお聞かせください。

○長間孝森林緑地課長 今回の林道建設環境調査検討委員会は、林道工事の開設に当たり、環境調査の結果を踏まえ、環境影響の回避、低減措置について指導、助言等を得るために設置してあります。県としましては、全体計画調査を実施していること等から、5路線を開設する予定で、環境保全措置について林道建設環境調査検討委員会に意見を聞いたところでございます。

○上里直司委員 いえ、私が聞いているのは、意見を聞くのは聞くけれども、開設に当たりということなので、やっぱり開設を目指す中で開設をするために各委員からどういう形で助言をもらえればいいのか、それによってどういう形で開設していくのかということであって、林道開設が目的であると、そして、そのための助言を得るためのものであるということなんですよ。

○長間孝森林緑地課長 はい、そのとおりでございます。

○上里直司委員 かなり議事録がたくさんにわたっていて、皆さんにお配りすることはできませんでしたが、委員の皆さん方が何のために呼ばれているかというのは、余り意識されていないままに議論が進められています。林道開設に反対をするつもりで参加をしている委員もいらっしゃいました。そして、そういうことも見て、私は委員の皆さんのプロフィールを実は出してやっていたんですが、個人情報だということでお見せはできないというようなお答えがありました。実は私、自分で調べたんですが、研究者というのは公開されているんです。本来、ここはもっと出してもいいんじゃないかと私は思っているんですが、それぞれの分野の皆さん方の研究テーマを見てみましたが、それぞれ見識のある方であります。そして、1つだけ気になるところがあるんですが、この委員の中に、森林とか林学、森林工学を専門とされている方がいらっしゃいます。その方は、この委員会においてどういう立場にいらっしゃるのか、または県とはどういう関係なのかお答えいただけますか。

○長間孝森林緑地課長 委員の中に林学を専攻している方がおりますけれども、植物学の専門であると理解しております。また県とのかかわりについては、この林道開設環境調査のために必要な学識経験者というようなことで、お願いしたという関係でございます。

○上里直司委員 実はこれ皆さんにお見せはしていなかったんですが、最後のほうの報告書の中に、この方が「僕は林学を専門にしていますので、林道の開

設には関心ありますが」云々とあるんです。確かに植物を扱うわけですから、それは植物学とは言い切れるかもしれませんが、私が聞いているのは、この中には林学を専門にしているわけなんです。それがだめだとは言っていないです。ただ林道建設環境調査検討委員会設置要項をきょうお配りしましたけれども、環境調査の専門家、つまり環境の影響に係る調査をしているわけなんです。この工事をしたらどういう影響が出てくるのかというところで、その学識経験者を呼んでいるはずなのに、委員長1人だけほかの専門分野とは違うんです。やっぱりおかしいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○長間孝森林緑地課長 当先生は沖縄県列島レッドデータブックの作成委員、編集委員、分化会の委員等もやっております、かなり植物に関する知識を持った先生だと理解しております。

○上里直司委員 私は、この先生がどうだこうだと言っているわけじゃないんです。お配りした資料の中に、環境調査の各分野を専門とする学識経験者と言っているんです。つまり、林道を開設するときに、魚類や爬虫類や水質の汚染だとか赤土の汚染だとか、そういうことを検討する委員会であって、林学や林道ということは、むしろこの調査には委員会ではなじまないんじゃないかと私は聞いているんです。同じような答えが返ってくるんですが、皆さん県との関係を言わなかったんですが、たまたま2月定例会でも見てたら、指定管理者の指定について、沖縄県平和創造の森公園指定管理候補者選定の概要の中で、委員長はの方じゃないですか。そしてほかにも委員長という形で学識経験者として、森林緑地課が開く指定管理者制度や各種の委員会で、この先生をお招きしてお話を聞いているんじゃないんですか。それについて県との関係はどうですかと聞いたわけなんです、そこをもう一度お答えください。

○長間孝森林緑地課長 先生はそういう植物に非常に豊富な知識を持っていらっしゃるし、それから緑化関係、公園関係にもかなりの知識を有している先生だと理解しております。

○上里直司委員 これ以上は言いませんけれども、つまり私が言いたいのは、この林道建設環境調査検討委員会の委員としてもなじまない、さらには皆さん方が日ごろ林道開設や業務をやる中で、お世話になっている先生であると、かなり皆さん方の意向を反映するような選考ではなかったかなということで指摘をしているんです。そこであと何点かお聞きしますが、農林水産部長、私が林

道建設環境調査検討委員会の報告書、委員会のすべての委員が林道開設に賛成なんですかと聞きました。そうしたら、すべての委員は賛成だと、林道開設においては賛成だとお答えになりましたが、そのとおりなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 反対はいなかったと思います。

○上里直司委員 反対はいなかったということで、必ずしも賛成ではないということなんじゃないんですか。私はなぜそこを本会議で確認したかという、実はこの先生方というのはかなり環境に詳しくて、この沖縄県の生物または環境について知見を有する方なんです。そういう方が林道開設に賛成しましたと言ったら、この人たちの名誉にかかわりますよ。そうじゃないですか。皆さん開設に賛成だと言いつつ切っていますが、本当にそうなんですか。一部の方で抑制気味だとか、これに関しては意見を付している方とかいらっしやるんじゃないんですか。

○長間孝森林緑地課長 林道建設環境調査検討委員会におきましては、林道開設に当たり環境調査の結果を踏まえ、環境影響の回避、低減措置について指導、助言を得るために設置してあるという説明を行った上で、検討会を行っております。そういう関係もありまして、明らかに林道開設反対というような御意見がございませんでしたけれども、いろんな提言がございました。その辺も含めて、報告書の中にまとめた次第でございます。

○上里直司委員 わかりました。それは皆さんの立場として、この皆さんは大変知見のある先生方ですが、すべて林道開設に賛成という立場で臨まれたということにとらえているということでも私も受けとめます。しかし、これは皆さんからいただいた資料なんです、実はこの案について、報告書について意見を述べられている先生がいらっしやるんです。少し読み上げますが、「報告案について急いで見たのですが、検討委員会として大きな視点が欠けているように思います。つまり、細々とした各論を述べたが総論としての考え方が記されていないということです。委員会で何をしたのかということで、県民にもこたえられるか心配です。結論を言いますと、13に総論としてのまとめを入れたらどうかと考えています。」これは皆さんにお配りした報告書の中の13という項目です。「委員会の討議の内容を総括すると、13に入れる内容として次の案が考えられます。林道の各路線について、影響等の大きさを考慮し、設置等を含めて全体的に検討する必要がある」と述べているんです。これでも、林道開設賛

成だと言っているんですか。

○長間孝森林緑地課長 この林道建設環境調査検討委員会の御意見、それから文化環境部関係の御意見等を踏まえまして、総合的に判断して林道を整備するというのを、平成21年の2月に決定したところでございます。

○上里直司委員 私、今ある委員の総論として入れてくれと言ったわけなんです。その意味からしても、林道の開設にかなり抑制的に臨まれている方なんです。そして県民に何をしたかということでこたえられるか心配ですとまで書いているんです。それを、皆さんは全員賛成ですよと、林道開設のために開かれた林道建設環境調査検討委員会ですから、参加したら当然それは賛成でしょうと、そんな暴論とかまとめ方では、検討委員会そのもののあり方の問題になってきますよ。私はそれを本当に憂慮します。それで、この検討委員会の報告書を、正式に皆さんはいつ受け取られましたか。

○長間孝森林緑地課長 平成21年1月27日でございます。

○上里直司委員 それでは、この報告書に付されている日付というものは1月20日とありますが、この1月20日の日付、そして收受の印、これが1月27日に受け取ったというのに、1月20日收受の印鑑を押されている。この関係はどうなんですか。

○長間孝森林緑地課長 林道建設環境調査検討委員会の報告につきましては、委員に対し、1月16日に報告案に対する意見を1月20日までに提出するよう、お願いしたところでございます。1月20日以降に一部の委員から、報告の内容に追加要望があり、これを尊重し追加修正した上で各委員に再確認を行ったことから、時間を要し取りまとめが1月27日になったところでございます。報告書の受理については、委員へ通知して意見の回答期限を1月20日としたところから、この日付によったところでございます。しかしながら、文書による県への意思表示については、一般的にその文書が県に到達したときに、その効力が発生することになります。このことから、1月20日に委員会報告を受理したことについては、不適切であったということを考えております。今後は、このようなことがないように対処していきたいと考えております。なお、今後の対応については、林道建設環境調査検討委員会委員長等と調整した上、正式な日付に修正したいと考えております。

○上里直司委員 ここ物すごく大事なところなんです。なぜ、1月20日にされたんですか。

○長間孝森林緑地課長 先ほども申し上げたとおり、1月16日に各委員のほうに、意見については1月20日までに提出していただきたいという要望をいたしました。それで、1月20日と1月21日に一日おくれですが、御意見等があったことから、やはり意見を尊重して、再度委員のほうに意思を確認するということを行った次第でございます。

○上里直司委員 私はそこまで、そういう答えを求めているわけではないです。1月20日にしたのは、皆さんがお配りしたものに、国頭村における国頭村内の県営林道建設に関する検討委員会が1月20日に開かれたんですよ。そして開かれる前に報告書ができ上がって、報告書または農林水産部長が言うには報告の概要を受けて説明したわけですよ。だから1月20日にしたんじゃないですかということなんです。

○長間孝森林緑地課長 1月20日には行政関係、それから国頭村関係、森林組合関係との会議を持っております。その当時は、1月21日の意見は入っておりません。そういうことで、それ以前の会議をもって、概要でその会議については開催しております。

○上里直司委員 だから1月20日にこの会議が行われるから、1月20日にまとめようと思って提出をされたんじゃないですかと、そのことを聞いているんです。

○長間孝森林緑地課長 これは前も申し上げたとおり、1月16日に1月20日までに意見を出していただきたいということがあったものですから、我々のほうも少しこれにこだわったという状況でございます。

○上里直司委員 これにこだわったということは、この会議に間に合わせるためにこだわったということですよ。

○長間孝森林緑地課長 済みません、訂正します。こだわったということではなくて、それほど深く考えていなかったということでございます。

○上里直司委員 では聞きますが、1月20日にこの文書は存在しなかったということですよ。

○長間孝森林緑地課長 そのとおりでございます。

○上里直司委員 これは大変、大きな問題じゃないですか。配慮が足りないと農林水産部長はおっしゃっていましたが、ないはずの文書をつくっているわけです。そして、ないはずの文書に収受の印を押しているんです。沖縄県の文書管理規程において、収受の手続というものは決められているんです。この文書を受領するときには手続があって、そしてその文書の余白に収受印を押して、記号及び番号を記入することとなっているので、当然その文書が存在するから押すわけなんですよ。ところが何ですか。これは文書が存在していないのに、1月20日に存在しない文書に印鑑が押されていると。これは文書管理規程からしても、著しく逸脱したという以上に、違法か脱法か、そういう行為にほかならないんじゃないですか。

○長間孝森林緑地課長 1月20日の件については、1月20日に準備した案のほうはできておりましたけれども、そのときに1月20日と翌21日に一部の委員が出張中であるのがおくれたということで、1月21日に意見がきたものですから、やはり林道建設環境調査検討委員会の意見を尊重するというので、1項目追加してやったという状況でございます。

○上里直司委員 さらに詳しく説明してくれたので私も説明するのが省かれて助かりますが、つまり1月21日の意見が20日の報告書に入っているんです。つまり、1月20日にはない意見が、1月21日に出された意見が1月20日にされていると。しかし、それは通常1月20日でまとめられたものであれば、当然受領したものが1月27日でしたら、1月27日の受領印を押してもわかるんです。しかし、1月20日に押しているんです。さらに皆さんからいただいた資料を見ると、文書管理規程の手続を規程どおりにやると、この文書を登録するんです。今、皆さん1月27日に報告書が上がりましたと。当然そうであれば、1月27日に文書の収受の手続を、この沖縄県文書管理規程に基づいてやられるはずなんです。しかし、それが1月20日に収受されていると。つまり、ないはずの文書をもって登録している。ないはずの文書を持って収受していると。農林水産部長は、本会議の答弁の中で配慮が足りないという言い方をされていましたが、

私は配慮が足りないどころの問題じゃないと思うんです。こういうことを平然と—自分たちの課の意見をまとめるために一生懸命なのは、その気持ちで課の業務を遂行する立場はわかりますが、しかしこれはやってはいけないことなんじゃないですか。やってはいけないことかどうか教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほどもありましたように、1月16日に委員の先生方に対しては、報告案に対する意見は1月20日までに提出をお願いしますということで、その後1月20日以降に一部の委員から、やっぱり報告内容の追加をしたいということがあって、やはり先ほども説明がありましたように、やっぱり委員の意見は尊重する必要があるんじゃないかということで、1月27日までかかったところですが、それを1月20日にしたということについては、やはり不適切だったと思います。そういう意味では、今後こういうことがないようにしっかり対応していきたいと思います。

○上里直司委員 これは調査してくださいよ。配慮が足りなかったとか農林水産部長は本会議でおっしゃっていましたが、私は今森林緑地課長との質疑の中で、なぜ1月20日なのかと再三聞いたんです。それは1月20日じゃなくても、1月16日にこういうふうにしたから、というぐらいだったとおっしゃっていましたが、何かの目的があって1月20日にしたんじゃないですか。そのことを述べられていないので、これは調査して、さっき申し上げましたが、文書管理規程に著しく逸脱しているやり方、さらに文書管理規程にこういうことは書いていないんです。存在しない文書に印鑑を押してもよいということは書いていないんです。これは文書管理規程というよりは、むしろ法というもので、こういうものはやっちゃいけないということだと思うんです。皆さんの気持ちはわかるんですが、1月27日に報告書が提出されていらっしゃるわけですし。もう一つ聞きますけれども、これは委員長と事務局の皆さんが調整しているわけなんです。だから、これは委員長が1月20日に勝手につくったんですか。今事務局の案として言っているが、これを出しているのは委員長なんですか。皆さん方の責任なのか、委員長の責任なのか—重い責任になるので、どっちなんですか。委員長がつくった文書なんですか。それも委員会でもまだ決していないのに、皆さんは外部の検討委員会に報告概要ということで1から12まで出しているんですが、こういうことも委員に諮ったのかどうか。この2点について、御答弁ください。

○長間孝森林緑地課長 林道建設環境調査検討委員会の事務局は、森林緑地課

のほうにおいてございますので、まとめは森林緑地課のほうで行っております。それから報告の概要については、1月16日に各委員のほうに送付したところでございます。

○上里直司委員 つまり私が言いたいのは、林道建設環境調査検討委員会のあり方に問題があると言っていて、委員長が意見をまとめたのではなくて皆さんがまとめたとしたら、これはまさにおかしな話じゃないですか。委員の皆さんに1月20日の時点で諮って出していいかということも言っていないわけです。言ったんですか。1月20日の国頭村内の県営林道建設に関する検討委員会を出すということについて、了解を得たということなんですか。

○長間孝森林緑地課長 1月16日の意見を出して、これについては提出期限を20日ということにして、報告は1月20日付にしたいということを委員のほうに連絡してございます。

○上里直司委員 簡単に聞いているんです。1月20日の国頭村内の林道建設に関する検討委員会に出してもいいんですかということも諮ったんですかと聞いているんです。報告をするとまでは言いましたが、報告書自体はでき上がっていないんです。私が何を指摘したいかと言うと、皆さん方が勝手に林道建設環境調査検討委員会の報告書をまとめて、それをあたかも委員会の記録として委員会の意見として外部に出すと。これは委員会の委員の皆さん方には、承諾を得ていない話なんです。それを諮ったんですか。諮っていないんじゃないですかと。それだけ教えてくださいよ、諮っていないんだったら諮っていないと。

○長間孝森林緑地課長 これは林道建設環境調査検討委員会の中で出た意見の概要を、一応は報告してございます。1月20日時点で、委員のほうに了解をとったということもございませんけれども、1月20日時点の報告内容については、林道建設環境調査検討委員会の各メンバーに送ったものに対する特別な意見というものがございませんでした。それで、林業関係、森林組合関係の説明をしたときには、まだ検討委員会からの報告の案という説明になって、議事録等からこういう意見があったというような概要を述べて、林業関係には説明したところでございます。

○上里直司委員 私は、その事実を聞いているんです。だから諮っていないんですよね。諮っていないんだったら諮っていないと教えてください。

○長間孝森林緑地課長 はい、1月20日時点ではまだ確定して諮ったということになっておりません。

○上里直司委員 何が言いたいかという、皆さん方が勝手に案と言えども、委員に諮って出すということを前提にしなければならないし、この委員がいみじくも言っているとおり委員という立場があるんだと、県民に何をしているかということをお問われてくるというものがあるから、諮る必要があると思ったわけです。それを勝手に皆さんが、林道建設環境調査検討委員会の報告を出すということではできないはずで、それで、この委員の皆さんを見ていると、本当に納得しているのかなという思いもありますし、林道建設環境調査検討委員会委員の任期は1年あるんです。ですからもう一度開いて、こういうことでいいのかどうか、または林道開設を皆さん方としては進めるという立場ですので、やはりこの委員会をもう一度立ち上げる、招集してぜひそういうことをやっていただいて、改めてこの委員会で、もう少し林道開設のあり方 - 新たに皆さんが方針を決めたわけですから、そこについて開催をしていただけるよう働きかけることはできませんでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 林道建設については環境省、それから環境部局を初め、林道建設環境調査検討委員会の意見、県民の意見、国頭村及び林業関係者との調整を踏まえて、総合的に判断したということで、平成21年の2月5日に方針を定めたところでございまして、改めて同委員会を開催することは考えていませんけれども、工事の実施に当たって、部内工法検討委員会、環境部局及び林道工事環境監視委員会というものと連携して、環境保全に配慮しながら進めていきたいと考えています。

○上里直司委員 そこまで言うから質疑しないといけないんですが、皆さんの工法検討委員会の設置のあり方も非常に問題がありますよ。工法検討委員会で専門家と言いながら、これ全部農林水産部の職員じゃないですか。チーム長は農林水産部の北部農林水産振興センター森林整備保全課、副チーム長は森林緑地課、チーム員は森林緑地課、そしてチーム員の北部農林水産振興センター森林整備保全課、農業水産整備課、なぜか国頭村の建設課、なぜか大宜味村の産業振興課、これで工法の検討を凶るといって、この環境調査をどうするかというものは納得できないです。納得できないので、改めて調査を検討する有識者に集まってもらって、これを開くということを提案したいと、お願いを要望し

たいと思っていますので、ぜひ御答弁のほうお願いしたいと思っています。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど説明した中で、工事の実施に当たっては、部内工法検討委員会のほかに環境部局との調整もしますし、それから林道工事環境監視委員会というものを設けまして、その中には学識経験者も入れて工事をしながら、環境も十分見ながら、配慮しながら工事を進めていくということを考えております。

○上里直司委員 皆さん環境調査のものは環境調査でやる、しかし部内工法検討委員会を発足して、私はフローチャートまで見せてもらいましたが、測量設計委託ということで随分もう進められているんです。この委員会は設置されているんです。しかし、まだ林道工事環境監視委員会はまだ立ち上がっていません。だから私は言っているんです。そこで、もう少し有識者から意見を聞くなどしてやる必要があるんじゃないか。せっかく委嘱をしている方々ですので、いい意見を出されているわけですから、そこで出すべきじゃないかということを行っているんです。要望は先ほどしたのもう言いませんけれども、ぜひそのことを検討していただくことと、先ほどもめた文書の収受のあり方と報告書のまとめ方については調査をされますよう要望して、調査についてだけ言及をいただけませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほどの文書の件については、部内でも少し確認したいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

午後 3 時 31 分 休憩

午後 3 時 47 分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情処理概要書の27ページの中で、国営かんがい排水事業伊是名地区完了後の維持管理についてとありますが、この話は非常に重要な意

味合いを持っていまして、沖縄県における国営かんがい排水事業の今の実施地を含めてトータルの面積はどれくらいありますか。

○知念武村づくり計画課長 約1万6000ヘクタールでございます。

○座喜味一幸委員 1万6000ヘクタールというと、沖縄全体の中で約4割を超えるんですね。

○知念武村づくり計画課長 はい、おおむねそのとおりでございます。

○座喜味一幸委員 この国営造成施設管理体制整備事業の促進、物をつくって維持管理して、農家に適正に水を使わせて、ここから出していくという意味においては、事業後のアフターケアですよね。この管理体制整備事業、管を補修したり維持管理したりということに対する促進事業ですから、地元にとって、効果を出していく上で非常に重要な事業なので、この国営造成施設管理体制整備事業と基幹水利施設管理事業、要項を広げるとということと暫定の平成21年度で入れる国営造成施設管理体制整備事業を、ぜひ継続していくように頑張りたいと思いますが、その見通しについてはいかがでしょうか。

○知念武村づくり計画課長 先ほど処理方針のところでも説明したところなんですけど、九州地方知事会あるいは農林水産省の農村振興局を通じていろいろ要請をしているところなんですけど、国営造成施設については応募というか、平成22年度の概算要求にも盛り込んで要求をしていくという見通しになっております。ただ、基幹水利施設管理については、その要項等の緩和もしくは撤廃したときの全国的な影響というものが金額的にとてつもなく大きくて、まだ農林水産省としてもいろいろと財務省に要請をしているところなんですけど、非常に厳しいと聞いております。

○座喜味一幸委員 ぜひ、管理事業というものは、極めて魂を入れる意味では重要です。復帰後いろいろ畑地かんがいや水源整備をしてきた中でも、一回小規模地域でトラブルがあったような地区があって、このフォロー事業というものは非常に弱かったのでいろんな問題があった。そして今国営を中心にして、こういうフォロー事業ができたおかげで、特に宮古島なんかは地下ダム事業で非常に元気が出たのは、やはりこういう国営事業に係るフォロー事業、維持管理事業が充実したのでうまくいっているという面もありました。ぜひこの事業

は、強力に継続していくように、また伊是名村等が制度や要項に合わないようなところは、制度拡充をしていくというような努力を、ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして、さとうきびの話で今さっきから問題になっておりますが－33ページですが、今要件緩和の話もいろいろと知恵を働かさなければならぬと思いますが、このさとうきびの価格制度が、もし思うように要件緩和されない、約4割の農家が救えないという場合に、地域に及ぼす影響というものは、どう評価されますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 そうならないように、知事が先頭になってきょうも要請に行っていますので、県としては一県議会も一緒だと思いますが、とにかくすべての農家が対象になるということをお願いをさせていただくように、ぜひ国にはそういうことで、沖縄県のさとうきびを守ってほしいということで、ぜひこれにはならないように、要請を引き続きやりたいと思います。

○座喜味一幸委員 そうですね、ぜひそういうことにならないようにしていくべきだと思うんですが、実際的にはさとうきびが地域に及ぼす経済効果というものは、要するにさとうきびの売上げの4.2倍の経済的な波及効果があるというようなことになっておりますよね。ですから、例えば単純にさとうきびの売上げが200億円で、それが七、八十億円の減産となったときには、その4倍、要するに300億円を超える経済効果、地域に及ぼす影響がある。そして先ほどから言っているように一当銘委員からもあったように、さとうきびというものは、非常に地域に根差している、子供たちと家族の触れ合い、それから年寄りが社会に参加する、そしてさとうきびというものを通して村が成り立つ、その村には文化も伝統もある、非常に根強い効果があるものですから、これはある意味では、非常に半端じゃないくらい危機感を、私自分の島を見ていて思うんです。ですから、このWTOも含めてなんですが、非常に周りを取り巻く環境は厳しいが、ぜひこのさとうきびに関しては、知恵を絞り込んで頑張ってもらいたいと。特に要件緩和の中で、一つだけ切り口として提案したいのは、例えば、宮古島はバイオエタノールで今環境省の事業をやっているんですが、今の25万トンから30万トンに増産するという事で動いているんですが、25万トンから30万トンに上げるという環境事業としてのベース、それからさとうきびそのものはC4と言われる光合成能力においてはC₃の炭酸同化作用については優れた能力を持っているわけで、そういう環境作物等々の少しまた違う経済効果という、合理化というものとは違う面からの切り口も含めて一生

懸命重要性をピーアールしていくべきかと思います。非常に将来これからの半端じゃない問題に対してどう取り組んでいくか、これは非常に厳しいものがあると思うんですが、農林水産部長いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今委員からお話があったように、C4植物ということで、CO₂をかなり蓄積するというので、そういう意味では今の時代に合った作物ではないのかという感じはします。一方、地域でも工場ができて、そこに生産があると。しかも、例えば園芸作物でしたら郵送コストがかかりますが、これについては圃場で買い取るということで、コスト的にも輸送もかからないということでは、やはり離島にはなくてはならない作物だと考えております。そういう意味では、いろんな意味のPRの仕方を工夫しないといけないんじゃないかと。そういう意味では、環境というものも一つの切り口じゃないかと思えますし、それからまた、そこに島があるというのは、当然さとうきびやつくれる農業を初めとして、地域も活性化して、島も守れるということもありますので、国土防衛という視点でも位置づけしながら、しっかりさとうきびを守るということは強く訴えていきたいと思えます。

○座喜味一幸委員 ぜひ、これは島に行けば深刻な問題だと危機感を覚えていますので、ぜひ取り組み方よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、もう一点だけお願ひしときます。伊江島の製糖工場の導入の話なんですけど、これは本年度の14億円の事業費という話がありましたが、これを21年度事業に予算計上されていると理解していいんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 はい、平成21年度の方で実施したいということで、北部振興の中では14億円を確保しているということです。ただ、農林水産省や財務省とのヒアリングはやられていませんので、計画はあるということでございます。

○座喜味一幸委員 ちなみに黒糖、含みつ糖の県負担分は3分の1ですか。額にすると幾らぐらいになりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 伊江島全体で平成21年度で申し上げますと、全体で9億7700万円で、そのうち国庫が6億5000万円です。9億7700億円の総数に対して3億2700万円です。

○座喜味一幸委員 ひとつ前回の経済労働委員会でもこの問題は議論になっていると思うんですが、この黒糖の需要が、さほど右肩上がりで伸びるものでもないわけですよね。そして、一時期は黒糖があり余ったと。そして、その消費をどうするかということで、大分問題になったわけなんですけど、この粉糖・液糖の需要が黒糖に及ぼす影響等々を考えてみるときに、採算も厳しいという話が前の経済労働委員会でもありましたが、伊江島でつくることによって、液糖・粉糖が黒糖に及ぼす影響というものはどう評価しますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 伊江島で考えた液糖・粉糖については、含みつ糖の中でも粉糖はできることになっていまして、そういう意味では販売ルートを少し工夫しないといけないという部分はあると思います。ただ、液糖については、液糖で加工するということはなかなか難しいので、やはり一定の一次加工、二次加工なりしなきゃならないという部分もあるんですが、液糖そのものでは、なかなか消費という話は難しいという感じはしています。ただ、売り方にはいろいろあると思うんですが、今のところ液糖・粉糖は、やっぱり製造面でもつくり方の面でも、それオンリーだということでは非常に厳しいという話を聞いています。

○座喜味一幸委員 糖業の合理化ということで、含みつ糖から分みつ糖に大分切りかえたような時期もあって、黒糖の需要そのものというものは、そんなに今のところは - 私は欲張りだと思うし、価格もそんなに上がっていくというような代物でもないの、黒糖を分みつ糖のような価格制度に、国に対して要求をするというような話があるんですが、少しそれは甘いんじゃないのかという、落としどころとかあるのかとと思っているんですがどうでしょう。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは、黒糖の需要というものは輸入糖もありますし、再生糖もありまして、大体3万トンから4万トンぐらいあります。そしてその中で、8000トンから9000トンがどちらかという黒糖となっていますが、県内物がふえれば県外も少し落ちるとかという状況で、少し上限は出てきます。ただ同じさとうきびをつくっているという視点では、分みつ糖も含みつ糖も同じではないかということや、常々国ともやりとりしていまして、原料が一つの工程で違うので、さとうきびそのものの生産は一緒なので、やはりこのところは、少し分みつ糖と同じような形の仕組みはできないかということで、国には要求する必要があるのではないかと要求しているところです。

○座喜味一幸委員 それで地元では非常に不安を持っておりまして、黒糖が売れないとき、製品過剰となったとき、これをだれが買い支えるのかという問題は一番一きょうも辻野委員から話があった買い支え、これは常に問題になってきた課題ですので、それは少なくとも伊江島の製糖工場が導入されることによって、少なくとも粉糖を含めて競合してくる。そして、製品過剰となったときの買い支え、その離島の農家にとって、製糖工場にとっては非常に重要な話なんですけど、その辺の調整役や買い支え役をどうするかという問題を解決しないと、この問題は非常に走りにくいと思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員お話のとおり、やはり一定程度量がふえれば価格はやっぱり落ちるのではないかとということで懸念しています。そういう意味では、一つの手法としては消費拡大をしないといけないということが一点ございます。それと、万が一買い支えたときに、JAおきなわから聞きますと、JAおきなわのほうではいろんな販売ルートを探していこうというような話も一方ではあります。それと、やはり仮に伊江島が入ってきたときに、一定程度の予算はどうしても必要なもので、県としては拡充強化という意味では、どちらも販売の努力もします。それから、買い支えの話もあります。それから、同時にやっぱり一定の予算は必要じゃないかということで、それぞれ県内でできるもの、国でできるものについては役割分担をしながらやる必要があるんじゃないかと思ひまして、そういうことで、国に対しては予算の確保ということでは、要求する必要があるということで、要請をしたいと思ひています。

○座喜味一幸委員 この問題は、やはり非常に根深い問題を抱えているので、しっかりと取り組まないと、つくりました、お金は14億円もかけました、ほかの競争に弱い離島の黒糖工場はつぶれました、農家は困りました、というような状況にならないように、しっかりとぜひ取り組んでいただきたいということを要望申し上げて終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 陳情処理概要24ページの美ら海協力金の違法性調査に関する陳情なんですけど、陳情者は任意の協力金でありながら、強制徴収をしているという訴えをしているんですけど、それに対して任意の協力金であることをリーフレットあるいはホームページなどで文書作成して周知していますということな

んですが、今そのリーフレットをお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

（執行部がリーフレットを配付）陳情内容に詐欺行為だとか、未調査かつ未是正のまま虚偽の報告だというような言葉の使い方がされているんですが、詐欺行為であればこれは刑事告発になろうかと思うんですが、そういった点についてまずどう見解をお持ちなのかをお願いします。

○勝俣亜生水産課長 経過・処理方針等のところにもありますが、これは美ら海連絡協議会という任意の団体がダイバーの皆さんから任意に徴収しているということで、うちでも調査しましたし、宮古島観光協会にも問い合わせたんですが、今までダイバーの皆さんから苦情が出たこともないし、皆さん協力して払っていただいているということで、特に違法性はないと認識しております。

○仲宗根悟委員 では今の報告からすると、ダイバーそのものは当たり前というか、わかりながら協力金を払っているというような、皆さんの認識だということではよろしいのでしょうか。協力しましょうということなんでしょうか。

○勝俣亜生水産課長 はい、そのとおりです。

○仲宗根悟委員 この陳情書の内容からすると、詐欺でもございませんし強制的でもないというのが、処理方針ということでしょうか。これは皆さんも調べられて調査もして、結論がこれだということでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 はい、そういうことです。あと、この配付した資料を水産課長のほうから説明させていただいてよろしいでしょうか。

○勝俣亜生水産課長 特に任意ということは、美ら海協力金Q&AというところのQ4、美ら海協力金は必ずお支払いしなければいけませんか、というところで、そのようなことはありません、ということで、はっきり任意であるということをおたっておりまして。あとは、使い道などが書いてあるパンフレットということなんです。

○仲宗根悟委員 これは、これから潜ろうとするダイバーの皆さんにお配りするものですよね。これ余りにもごちゃごちゃ多すぎて、もう少しわかりやすくしたらいいと思います。以上です。

あと陳情処理概要34ページの黒糖の件、今座喜味委員からいろいろあって、なるほどなと思っっているんですが、陳情者の方々が黒糖の製品過剰による市況不信があっては困るんだと。それで、もうこれ以上の工場はつくらせてくれるなというのが陳情の内容だと思うんですが、ここで言う最新鋭の近代的な工場というものは、下に書かれている低コストの生産だと。工場でき上がる黒糖は、そんなにまで生産コストを、今までつくっている工場よりもコストが余りかからない製品ができるんだというようなことで、最新鋭の工場だというような言い方をしているのかどうかお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 7つの島の工場については老朽化もあって、修理もいろいろやっているところですが、事業が新しくなりまして、既存の工場でも一応は施設の改善というものができるようになっております。一方、今伊江島については14億円かけてつくるわけですから、ほかの工場よりは能力、あるいはコスト面でいいのができると思います。

○仲宗根悟委員 先ほど座喜味委員もおっしゃっていましたが、製品過剰になるのではないかと陳情者も述べているんですが、JAおきなわにも聞いてみたらJAおきなわのほうでも、でき上がった砂糖は既存の工場の方々、離島の皆さんに影響を与えないような、支障がないような取り組み方ができると、彼らはそう返事をしているんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 3万トンから4万トンのトータルとしての需要はあるわけですね。そして、その内訳が先ほど言った輸入糖や再生糖や純粹の黒糖というのが、大体9000トンから1万トンぐらいになると思うんですが、黒糖というイメージとしては需要はあると理解しておりまして、当然今のところにも売らるんでしょうが、販売ルートは開発するという前提の中で、恐らくそういう判断もできてくれば、700トン程度ですから、そこから吸収できるのではないかということです。いずれにしても販路拡大はしっかり、もし仮に工場をつくるということがあれば、販路拡大についてはしっかりやらないといけないと思います。

○仲宗根悟委員 そうですね。本土の大手の製菓会社やいろんなお菓子屋さんがあって、そこにどう大きく黒糖がいったら非常にいいと思うんですが、そういった販路の拡大でしょうか、JAおきなわもそのあたりは見越しているのかと思うんです。

あと1点だけ。陳情処理概要の38ページのEMのお話なんですけど、観光商工部のほうでEM自体そのものが商品名あるいは企業名ではないか、一企業あるいは商品を取り上げるのもどうかというお話もさせていただいたんですが、非常に気になっているのが陳情者の団体名なんですけど、沖縄県患者同盟設立準備委員会とあるんですが、この患者同盟とEMとの関係は何でしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、農林水産部のほうでも、どういうところの委員会なのか調べているところではっきりしませんが、ただ東京都の患者同盟というのが東京都にもあるようで、それから沖縄県では宜野湾市にあるということで、東京都も同じ真栄城さんで、沖縄県でも真栄城さんということで、東京都とこちらに今そういう同盟があるということで、どういうことをしているのかということについては今調査中です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 林道問題ですが、幾つかどうしても自分自身納得いかないところがあるもんですからお聞きしたいんですが、まずその前に農林水産部長、私もまだ県議会議員になって1年なので、新しい農林水産部長なんですけどその部長の前の職場というのはどこだったんでしょうか。それをまず教えていただけないでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農業振興統括監でした。

○渡久地修委員 ということは、今までの流れというのはおおむねつかんでるということで、議論はやりやすいということです。それで、新しく農林水産部長に就任されて最初の委員会ですので、私はどういう立場で行政運営をやっていくかという決意をまずお伺いしたいんですが、やっぱり公明正大、沖縄県職員服務規程がありますね。服務規程の中には、「職員は全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に服務しなければならない」という規定があるんですが、全体の奉仕者という立場をきちんとやるということと、公明正大、そして公正ということがあるんですが、そのためには情報公開、情報公開というものは当然の流れですよ、情報をすべて公開する。そして、県民への説明責任を果たしていくと。私は、そういう立場をぜひ徹底して、これからの農林水産行政に臨んでいただきたいと思うん

ですが、ぜひ決意をまずお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、委員がおっしゃったとおり、やはり県の職員というものは、先ほど公明正大、あるいは情報公開にしっかりこたえると。ただ、個人情報についてはなかなか難しい面もあると思いますが、そういうことでしっかり県民の視点に立って、農林水産業をやっていきたいと思います。

○渡久地修委員 ぜひ、そういう立場で頑張っていたきたいと思います。それで、先ほどの上里委員の説明で、文化環境部、環境省、いろんなどころからの意見、県民の意見もやったと。そして総合的に判断したと言っていますが、総合的に判断した人はどなたですか。総合的に判断した部署は、課長なのか部長なのか副知事なのか県知事なのか、それを教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 そういう方針については、課から部へ上がって、部から三役ということで説明しまして、沖縄県事務決裁規程がありますので、決裁は決裁規程に基づいてやると。ただ、今言うようにそういうものについては、知事まで上げて説明をし、その後についてこれでよろしいですかと伺いをしています。

○渡久地修委員 要するに、最終的に総合的に判断したのは知事ということで理解していいですね。県知事が総合的に判断したということで理解していいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部で方針を整理して、それについて知事にもこういうことで方針を決めますということで、決裁は部のほうでとりますけれども、こういう方針でいきますということで知事に説明してあります。

○渡久地修委員 だから、総合的には部で判断して知事の決裁をもらったわけね。

○比嘉俊昭農林水産部長 いえ、決裁はこの決裁です。報告をして部で決裁です。

○渡久地修委員 知事に報告したということですが、私は2月議会の知事の答弁を聞いたんです。そして同じような答弁だったと思うんですが、少し私が不

思議だと思ったのは、知事がそういう答弁したときにあれと思ったんです。それでお伺いしますが、文化環境部、環境省から皆さんに意見が上がりましたね。その年月日、それから知事が現地調査した年月日、県民の意見を皆さんがまとめた年月日を教えてください。

○長間孝森林緑地課長 関係機関への回答ですが、平成20年11月10日に教育庁文化課から意見が提出されています。それから、同じく平成20年11月11日に文化環境部から意見が提出されております。それから、平成20年11月14日に那覇自然環境事務所から意見が提出されております。それから、林道建設の方針について決裁したのは、平成21年2月5日でございます。それから県知事と林道建設予定地、林業関係施設の現地調査をしたのが、平成21年3月13日でございます。県民意見については、平成20年12月10日から平成21年の1月9日までの間で募集してございます。

○渡久地修委員 それで少し確認したいんですが、知事が現地調査したときに、文化環境部からこういう意見が上がっていると、あるいは環境省からこういう意見が上がっているというようなことは知事にちゃんと伝えてありますか。

○長間孝森林緑地課長 知事に対して説明したのは、決裁を受ける前に関係委員からの意見ということで、林道建設環境調査検討委員会の意見、それから県民からの意見、林業関係者等からの意見等について説明しております。

○渡久地修委員 私は3月13日の現地調査のときに、それが伝わっていますかということを知りたいんですが、環境省からの意見、文化環境部からの意見は今のことからすると伝わっていないですね。

○長間孝森林緑地課長 県の林道建設の方針を定めたときに、一応報告してございます。環境部局、それから環境省、県民からの意見等については伝えてございます。

○渡久地修委員 どのように伝えてありますか。

○長間孝森林緑地課長 林道建設の方針を定めたときに、主な意見の概要ということで説明してございます。

○**渡久地修委員** 少し丁寧に答えていただきたいんですが、文化環境部と環境省からの意見は具体的にどのように文書を示して伝えたのか。皆さん方のところで解釈して伝えたのか。それによって違うから、その文書もちゃんと示しているのか、知事はその意見書も見ているのかどうなのか教えてください。

○**長間孝森林緑地課長** 日程について再度確認を、今手持ちの部分ではっきりしていないんですが、平成21年1月27日だったと思いますが、これは後で事務所に帰って調べればすぐわかりますが、このときに知事へ各検討委員会、それから県民からの意見等について報告を実施しております。意見を要約して、概要で報告しております。

○**渡久地修委員** 私は、環境省からは具体的に、こういう中止を含めてやりなさいとかいろいろなものがあるでしょうと、そういった報告をしたのかと言っているんです。こんな概要ではなくて、その文書をちゃんと委員に配ってください。だから、先ほどから公明正大に包み隠さず農林水産部長やってくださいと私は言っているでしょう。

○**長間孝森林緑地課長** 文化環境部の意見としては、自主アセスメントの実施や自主的な事業説明会を検討し、専門家や地域住民の意見が反映されるよう配慮すること。2点目、赤土流出防止対策について、沈砂地等の最終処理対策を検討すること。計画中止を含めて検討すること。それから環境省の意見として、保全措置については効果が確立されていないこと。既存の林道の環境調査を行い、その評価を踏まえた上で、今回意見する予定の林道について影響を評価すること。それから県民からの意見としては、これ以上の林道建設は必要ない。ヤンバルは世界遺産の候補地だから保全すべきである。楚洲仲尾線については中止せよ。林業は地域経済の重要な産業であり、産業基盤としての林道は必要である。林道建設環境調査検討委員会からは、事業実施に当たり事業実施に伴う環境影響や保全措置の効果を把握するために、施工中及び施工後におけるモニタリング調査を実施すること。赤土流出防止対策についてしっかりした対策を講じること。林道開設により採取、密漁等が増えることが懸念されるため対策を講じること。伊江側流域で建設する楚洲仲尾線・伊楚支線について、事業の中止、路線移動、工法の検討を含め検討すること、というような意見が出されております。

○**渡久地修委員** では、今のは知事に説明したわけね。それで、きょう皆さん

が配った資料ですが、自然保護課から林道建設により、貴重な動植物の生息生育に与える影響は計り知れないものがあることから、当該事業の計画中止も含めて再度検討してもらいたい。これは入っていますか。

○長間孝森林緑地課長 これは文化環境部の意見ということで、計画中止も含めて検討することということで、まとめてございます。

○渡久地修委員 私が言うのは、林道建設により貴重な動植物の生息生育に与える影響は計り知れないものがあることから、当該事業の計画中止も含めて再度検討してもらいたい、というのがきちんと入っていますかと、これは前の部分は少し除いていますよね、どうですか。

○長間孝森林緑地課長 一応、意見についてはかなりいろいろ長いので、要約してまとめたということでございます。

○渡久地修委員 要するに、自分たちの解釈で都合の悪いところは要約して省いているわけよ。それから環境省、報告書において示されている保全措置は、いずれも客観的に効果が示されておらず、また効果が確立されていないものがほとんどあり、これらの措置を講ずることにより影響を回避できると判断することは困難である。これは知事への報告にちゃんと全部入っていますか。

○長間孝森林緑地課長 一応報告した内容については、林道事業の概要、それから利用区域内の森林の現況ということで、5路線のうち奥山線については人工林は8ヘクタール、天然林が30ヘクタール、それから伊楚支線については、利用区域面積が44ヘクタール、それから人工林がそのうちの28ヘクタールで天然林ほか16ヘクタール、楚洲仲尾線については、利用区域のうち人工林は16ヘクタールで、天然林が31ヘクタール、伊江I号支線については、利用区域17ヘクタールのうちほとんど16ヘクタール、これは人工林であるということ。それから、伊江原支線については、利用区域14ヘクタールのうちの12ヘクタールは人工林である。それから、確認された貴重種について、路線ごとに奥山線で72種、伊楚支線で90種、楚洲仲尾線で88種、伊江I号支線で73種、伊江原支線で77種、合計129種の貴重種がいるということも報告してございます。

○渡久地修委員 要するに、文化環境部からの意見も自分たちの解釈で知事にゆがめて報告しているわけよ。それから、環境省からの報告もきちんと報告さ

れていないわけよ。知事の判断を誤らせているんじゃないですかということ私には言いたいわけよ。2月議会では修正案も出たという本当に大きな問題になっていたんです。知事も答弁しているんです。知事があんな答弁をしたのは、私は非常に不思議でした。文化環境部がこんな意見を出して、環境省からもこんな意見が出ているのに、知事が堂々と答弁しているのに私は非常に不思議でした。これはあり得ないんじゃないかと思ったら原因がわかったよ。ゆがんだ報告がされているから、知事の政策判断が間違っているんじゃないですか。知事はそういったことを知らなかったんじゃないの。私は知っててこんな判断を下したんじゃないと思うね。農林水産部長、どうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成21年2月5日に方針が決定したということで、事前に方針の中身、それから先ほど説明していた路線ごとにこういう状況がありますよと、それから環境省からもこういう改善をしてほしいとかもろもろについて、概要で決定するに当たって、そういう意見もありますよ。ただ一方、林業の北部地域側は林業は必要だという話も含めて、総合的に報告をしたということでございます。

○渡久地修委員 そういう答弁をすればするほど、知事を追い込むことになりますよ。それだけ指摘しておきます。それで文化環境部の意見、環境省からの意見というものも、皆さん方、議会にもひた隠しにしてきたわけよ。2月議会の本会議が終わって経済労働委員会で初めてこれが出てきたんですよ。それで明らかになったわけよ。県民意見というものも隠されていて、これも明らかになったのは最近でしょう。そんなふうにはひた隠しにしてきた皆さん方の行政運営のあり方、私はきょうは林道の中身には余り触れていないですよ。私は初当選以来、この林道問題をずっと取り上げてきました。知っていますよね、毎回やってきた。きょう私がやりたかったのは、行政運営について、非常にこれは公平ではない、非常に隠してやってきたという運営の仕方が、私は非常におかしいと思う。どうですか、これだけ指摘されて。知事にもきちんとした報告がうまくいかない、要約してやったという点では農林水産部長の見解をぜひ聞きたいです。

○比嘉俊昭農林水産部長 要するにいろいろ意見を聞いて、部の中で環境省や文化環境部の意見や県民の意見とかいろいろあって、それを踏まえて方針案をつくるわけですね。その案をつくるに当たって、つくってそれを知事に報告ということになります。そのときに知事には、方針をつくるに当たってこういう

意見もあります。その中で、環境に配慮しながら5路線のうち2路線について、配慮しながらするべき必要があるということを知事には説明しております。

○渡久地修委員 なかなか私たちの指摘を、今の農林水産部長も正面から受けとめていないような気がします。それで、きょうの質疑を通して、これまでの流れを見ても、同じ県庁内の文化環境部からもこういう意見が出ているのに、それをひた隠しにしてきて、県議会にもなかなか問われるまで出そうともしなかった。問われてしぶしぶやっと出した。知事にも文化環境部のものを自分たちで加工して報告する。それから環境省からの報告も、こういうふうに分たちがまとめてということで正面から知事に報告していないということがわかった。それで、済みませんが知事への説明文書を後で全員に配っていただきたいと思いますが、農林水産部長、これだけいろんな物議が出ているので、これはもう一度、私は反対の立場なので賛否は別にして、これだけいろんな疑義が出ているんだから、9月実施とか10月実施ということにこだわらないで、もう一回一から審査し直すということでとりあえず凍結してください。

○比嘉俊昭農林水産部長 林道建設については、環境省を初め環境部局、林道建設環境調査検討委員会の意見、県民の意見、国頭村及び林業関係者との調整を踏まえて、これを総合的に判断し、平成21年2月5日に方針を定めたところでございまして、同検討委員会を開催する予定は考えておりませんし、それから工事に当たっては先ほども説明したように、部内工法検討委員会、環境部局、林道工事環境監視委員会等と連携して、環境保全に配慮しながら進めていきたいということで、先ほど説明したように、林道工事環境監視委員会には専門家も入れながら、しっかり環境に配慮しながら検討しながら進めていくということを考えています。

○渡久地修委員 要するに、私は凍結も求めましたけれども、私はとにかくこの間の質疑で明らかになってきたのは、とにかく公明正大さがなく、誠実さが感じられないので、私たちもいろんな疑問が残っているんです。だから、私は知事にも環境省と環境部局のきちんとした意見が伝わっていないということがわかった。もし、知っていてこれをやっていたんだったら、私は知事の責任も次の本会議でもっと厳しく追及しないといけないという問題にも発展すると思う。だから、私はこれはさっき言ったように、賛否は別にしても、一からもう一度議論し直して、その上で再度出直すべきだということを強く指摘しておきます。ほかにもいっぱい聞きたいのがあったけれど、もう時間が過ぎたのでこ

れは次に回します。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第129号のEM関連について、午前中も観光商工部の中でも聞いたんですが、この経過・処理方針等の中で試験が何カ所かで行われておりますが、そしてその中で、いずれの試験においても効果は認められておりませんと断言してるんです。この試験は、いつごろ行われたんでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農業試験場で平成7年から平成15年までの間に、施用作物の効用、効果試験や病虫害防除効果試験、野菜の施用効果試験、それから畜産試験場では、平成7年から平成9年まで悪臭低減効果試験、それから林業試験場では、昭和62年にチップダスト堆肥製造期間の短縮化試験をやっております。

○瑞慶覧功委員 花卉とか野菜栽培で、実際に実践して成果を上げている農家も私は知っているんです。県のほうでは、そういったEM農法で栽培している農家の実態はつかんでいますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、県内の農家では把握しておりませんが、EMに関しての試験ということでは、日本土壌学会、東京農業大学、山口大学、そういうところでEMに関する試験をやっていまして、ほとんど効果が見られないという話を聞いております。

○瑞慶覧功委員 実際にそういうふうに身の回りに効果があるということでやっている方がいるんですね。そして、ここで言われている悪臭の低減効果や陳情のほうで水がきれいに浄化する状況というものを、私は実際に現場で見ているんです。飲んで見せるぐらいの、それは別に一度だけではなくて、何回か見ているものですから、効果はあるはずなんです。だから、そこまで完全に否定するという自体が納得いかないんです。これはもう一度、総合的に再度検証していただきたいと思うんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは畜産試験場での試験なんですが、例えば微生物資材200倍にしたとか、あるいは糖蜜を入れて10倍にしたとか、1000倍にし

たとかいろいろ試験をやっております、基本的には試験場でやる場合、再現性というか、こういう試験を行った場合にこういう効果が出ますというのが出てこない、例えばAという人がやったものが、Bという人が効果が出ないということでは、やっぱり試験場としては試験成果というものが出ませんので、やっぱりだれが試験をやっても同じ効果が出るというのが、普及をさせるという意味ではなるものですから、そういう意味では試験場でやるとしたら、そういう再現性がはっきりしたものしかPRはなかなか難しいという状況でございます。

○瑞慶覧功委員　ただ、やはり本当に身近にそういう効果が出る、行政でもうるま市とか北中城村が今中心にやっていると思うんですが、実際そういったところの効果の聞き取りとか、そういうものもぜひ必要じゃないかと。ある意味これで村おこしとか、そういう感じで北中城村なんかはやっている部分もありますので、ここで完全に否定されると少し問題だと思うんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長　農林水産部として県としては講習会は差し控えたいということで、先ほど言った試験は試験場でやって、これは自信を持って効果があるというものは講習会を持つんですが、そういう意味では県としては講習会は持てないということです。

○瑞慶覧功委員　講習会以前のあれを聞いているんですが、先ほどの効果がなかったという試験のデータがまとめられていたら、ぜひ資料の提供をお願いしたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長　そのように提供いたします。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員　陳情処理概要の24ページ、陳情第70号の美ら海協力金の違法性調査の件で、仲宗根委員からも指摘がありましたが、簡潔に聞きます。どこの漁業協同組合も - これは漁港担当の方だったらわかると思うんですが、漁業協同組合関係またはダイバー関係でトラブルが多いと思うんです。そして、この陳情が出てからこの資料ができたのか、県として指導していこうと、指導された結果なのか。それとも、この陳情が出る前からこういった作業をされてい

たのか。

○勝俣亜生水産課長 このリーフレットについては、昨年の9月議会にこれに関連する美ら海協力金の陳情が出ていまして、その後には県のほうで指導して、今年の1月に作成したものです。

○中川京貴委員 漁業協同組合関係は皆トラブルがあつて、ぜひこれは要望申し上げたいのは、これは新聞にもダイビングと組合との問題が過去にもありましたように、陳情が出る前に県はそういった実態調査をして、県としてよい方向での指導をしていただきたいと思います。これ以外にもいろんな離島に関し、今度の取り組みについて一言お願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員から御提案があつたことについては、現場にも事務所がありますので、そこを通して情報収集をして、いろいろ指導なりあるいは相談に乗りたいと思います。

○中川京貴委員 それと、陳情処理概要の26ページの陳情第74号の2、平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情ということで、仲村三雄会長から陳情が出ています。28ページのまず1つ目は、多良間村においての中層浮魚礁、この中層浮魚礁は恐らく竜宮だと思いましたが、この要望書が出ていますが、今何機あつて、前のほうはニライだったと思うんですが、まだ多良間近海にはニライが残っているんですか。ニライを設置したことがあるんですか。せつかくですから、ニライと竜宮の違いも説明していただければ。

○小山榮一漁港漁場課長 多良間近海の浮魚礁についてお答えいたします。多良間近海にはニライの1号がございましたが、流出して現在はございません。竜宮というものは中層型の魚礁で、多良間村のすぐそばではございませんが、宮古地域では現在9機ございます。

○中川京貴委員 このニライがあつたところに、中層浮魚礁を設置してほしいということだと思んですが、なぜ多良間村にはニライは設置したのに竜宮は設置しないんですか。ここには費用対効果とありますが、費用対効果がないところにニライを設置したんですか。

○勝俣亜生水産課長 ここで言っている中層浮魚礁というものは、漁港事業で

はなくて離島漁業再生事業というものを多良間村でも実施しておりまして、その中で設置したもののことを言っているんです。そして、それができてふえたものだから、加工施設をつくってくれという要望です。ニライのはっきりした機器数はわからないんですが、1機か2機程度だと思います。多良間村が独自で設置したものです。

○中川京貴委員 この下の、多良間村に簡易屠畜場を整備することとありまして、経過・処理方針等の中で、補助事業の要件を満たしていないことから現段階で困難であるとありますが、これについて実際多良間村では屠畜場があつてできないのか説明をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 多良間村には屠畜場はございません。そのために、宮古本島のほうに運んで屠殺をしている状況でございます。

○中川京貴委員 この経過・処理方針等の中で説明されているように、多良間村には肉用牛が3900頭、もう4000頭近くいて、豚も100頭、ヤギも800頭いるという中で、屠畜場の要望が出ているんですが、その補助事業の要件を満たしていないと。しかし、補助事業じゃない予算でつくることは可能だと思うんですが、いかがでしょうか。それと、多良間村には獣医はいますか。

○赤嶺幸信畜産課長 こちらに記入しているのはほとんど、もう100%多良間村は繁殖牛系なんです。ですから、その中身は繁殖牛と牡牛と仔牛が多いです。ですから、この中から肥育というのはほとんどいません。それから獣医の件なんですけど、沖縄県農業共催組合連合会の獣医が常駐しております。

○中川京貴委員 今畜産課長が説明したとおりだと思います。しかしながら、多良間村からそういった屠畜場の要望が出ているということは、繁殖牛の中でもけがをしたり、足を骨折したり肉に回さなければいけないような状況もいろいろ現場ではあると思います、そうじゃなければ要望が出るわけがありません。なぜ要望が出たと思いますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 多良間村でも、これはヤギが中心になると思いますが、地元で屠畜をして、そこで消費したいという要望で出ていると思います。

○中川京貴委員 実は、これは辻野委員からの一般質問でも出ておりましたし、

与那国町ももちろん要望が出ております。これは知事の認可があれば、屠畜場は整備できるものと思っておりますし、食の安全性から県が率先してその施設をつくるべきだと。本年度は補正で57億円、建設費はすべてにおいては60億円、そのうちの57億円を今度の補正予算で組みながら、沖縄本島南部地区の屠畜場の整備、これはぜひヤギの屠畜も、私も一般質問で取り上げて要望した経緯がありまして、本当に感謝申し上げます。これを整備することによって、この予算で10年、20年、30年と、県民の食の安全が守られるのであればよい機会だろうということで私は推進するんですが、そうであるならば、やはり宮古地区も八重山地区も同じように、県がそういった設備をすべきだという考えを持っているんですが、県はなぜ宮古地区や多良間村もそうですが、与那国町にも施設をつくって知事の許可があれば屠畜場ができるのに、それを率先してやろうとしないのかまず答えていただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 多良間村には屠畜場がないということと、仮につくった場合それに伴う維持管理、例えば運んだほうがいいのか、それと屠畜場をつくったときに、当然そこには運営する費用が発生すると思うので、そことの関係、つくったとしても赤字が出たら大変だということもあって、そのところもいろんな面から検討して整備をしないと、逆に市町村の負担になるようなことでは非常に困ると思うので、そういうことも踏まえてもう少し検討したほうがいいんじゃないかと。要するに、現段階では厳しいというのは、そういう採算性も含めて地元の負担の関係もあるので、そこら辺も踏まえて検討するということが必要だということで、現段階では厳しいということです。

○中川京貴委員 過去に、南部地区のヤギの屠畜においても、費用対効果がないということできないという答弁だったんです。しかしながら、本年度はこれができるようになりました。そういった意味では、地元が維持管理の責任を持ちますと、県のほうで整備していただきたいという要望が出た場合には、県はその設備の予算を組むことはできますか。

○赤嶺幸信畜産課長 ただいま委員のほうから沖縄県食肉センターの話が出たんですが、我々が国の補助事業を実施する場合に、幾つかの採択要件があります。その中に、費用対効果というものがあります。これは1以上要求されます。要するに、分母に投資額を分子に投資をして得られる効果がありますよね、これを計算して、1以上が要求されます。そして、今回の沖縄県食肉センターのヤギと畜産部分は豚と一体で整理しますので、これが1以上になります。しか

し、当時平成14年度のお話のときに、これはヤギだけの屠畜場の整備だったんです。そのときには、費用対効果は1ありませんでした。それと、もう一つは収支計画も成り立ちませんでした。そういった背景がありまして、その当時は実施していませんし、今回は費用対効果が出ますし、また収支も出ますので、そういった理由で今回沖縄県食肉センターを整備するという背景です。

○中川京貴委員 畜産課長、これは専門ですから私もあえて聞きますが、今赤嶺課長が説明したのは、やはり国の補助事業に乗っ取った分子の話ですよ。今回、沖縄本島南部地区の件もこれは2分の1であって、あと2分の1は緊急対策事業ですよ。今課長が説明したのは、だから今までできなかったのであって、緊急対策補助事業の予算が57億円全額ではないですよ。それも2分の1が補助金であって、残り2分の1はこれまでの強い農業づくり交付金ですか。今課長が説明したとおりだと思います。しかしながら、あとの半分はそれに該当しないんじゃないですか、緊急対策補助事業では。

○赤嶺幸信畜産課長 今回の沖縄県食肉センターの補助金の中には2通りございます。要するに、強い農業づくり交付金と経済危機対策臨時交付金、この両方あわせて約57億円の補助金を予算化しているところです。

○中川京貴委員 ですから、経済危機対策臨時交付金というものは、農業に充てるときに分子とか関係ありますか。これは関係ないんじゃないですか。

○赤嶺幸信畜産課長 事業費が分母になります。

○中川京貴委員 ですから、これまでこの事業は、沖縄本島南部地区の工事はいつごろから計画されていつごろから実施する予定だったんですか。

○赤嶺幸信畜産課長 今回の事業については、前々から必要性はありました。ところが今委員がおっしゃるように、要するに補助率が低いものですから、負担が大きいということで今回のようになってきましたので、この事業の必要性というのは前々からありました。

○中川京貴委員 ですから、その必要性はあったけれども予算が財政が伴わないからもう延び延びになってきたということですよ。そして、今回緊急交付事業があったので、これを分母にしてこの事業ができるようになったと。私は

そういった知恵を、今赤嶺畜産課長が言うように知恵があっても予算がなかったから実現できなかった。今回そういう予算が緊急対策で出てきた。辻野委員が本会議の質問で取り上げたように、私は必要な離島、市町村の屠畜場の整備をしなければ、これはいつまでもある予算ではないんです。そういう対策予算を分母において、そしてその整備をすることによって、自治体が責任を持って運営費はやるという確約がとれるのであれば、私は施設をつくるべき、それがまたここで働く雇用対策になると思うんです。畜産課長は繁殖だから、別に肥育牛じゃないんだから屠畜する必要がないと言うかもしれませんが。しかし3000頭もいる牛がいつ事故が起きたりすると、そのままこれ捨てるんですか。私は農家はそう思わないと思います。それを、宮古島まで運べない状況もたくさん出てきて、過去に処分した例もたくさんあると思うんです。それを、すべて保険で解決すればいいという考えじゃないと思うんですが、私はその前向きな意見を聞きたいんです。その市町村が維持管理もしっかりやるということであれば、箱物をつくってあげるくらい県の配慮はないかと聞いているんです。

○比嘉俊昭農林水産部長 やっぱり事業を実施する場合、費用対効果というものは非常に大きくて、やはり我々が非常に心配しているのはつくったけれど後年度負担がかかって、赤字を抱えるようなことでは導入した効果というものが大変ですので、そういう意味では、そういうことを踏まえて地元がどういう形でこれができるのか、あるいは後年度負担も考えて、それでもやるという話なのか、その辺もいろいろ地元の話も聞いた上でいろいろ研究させていただきたいと思います。

○中川京貴委員 もう今の答弁でいいんですが、農林水産部長少し間違えていますよ。全額国庫負担なんですよ、どこで赤字なんですか。箱物をつくっても、月々の支払いはないんですよ。

○比嘉俊昭農林水産部長 仮に100%補助だとしても、やっぱりそこには電気代や水や光熱費がかかりますし、それから働く人とか出てきますので、そうするとやっぱりランニングコストというものがかかるとなっていますので、そういう意味ではランニングコストも含めて、例えば地元が持つとか、いろんな形の課題が出てくると思うんです。その辺も含めて、地元とその辺の中身も聞いた上でどうするかという話をしていきたいと思います。

○中川京貴委員 農林水産部長、今の説明でそういった箱物は全額国庫負担で

すから、そういう維持管理は地元で持ちますということがあれば、箱物もつくれるということと、もう一つ、与那国町の場合は箱物はあるんですが、屠畜に関して知事が許可すればできるんです。その知事が許可する条項は、農林水産部長よく知っていますよね。これについて与那国町も宮古島もそうですが、部長の意見として可能性が十分あると、今後、検討課題として取り組むということで理解していいのか答弁をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 予算の確保の問題もありますし、それから先ほど言ったように維持管理費の問題もありますし、いろいろ調整や課題があると思います。多良間村において、屠畜場を整備する場合に、そういった課題を確認しながらどうしたほうがいいのかというものを、少し我々としても研究させていただきたいと思います。

○中川京貴委員 ぜひ、この食の安全をほっといておいて、密殺してトラブルが起こって、その責任者をどうするかという問題が提起される前に私が提案したいのは、ぜひ沖縄本島南部地域もそうですが北部地域にも県の食肉センターがあります。宮古島も久米島も北大東島も含めて必要性に応じては、私はこれが分権だと思うんです。知事が市町村において、それをちゃんと権限委譲して屠畜できるような施設をつくってあげる。そうすることによって、地域の皆さん方が本当に助かるという面で、宮古島までわざわざ運んで屠畜するとか石垣島まで運ぶというような、それこそ私は今に合わないような屠畜の方法だと思っています。これは私はぜひ農林水産部長に提言申し上げておきたいと思います。

そして、最後に38ページ、EMに対してぜひ農林水産部長の見解をお伺いしたいんですが、ここに経過・処理方針等でいずれの試験においてもその効果は認められないとちゃんと断言しているんです。果たしてそうでしょうか。これが、例えば七、八年、10年たって、こんなすばらしいものはないと県がやるようになったときに、こういうものを残してよいのかまず農林水産部長の見解をお伺いしたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほども説明したんですが、やっぱり普及に移すという場合、しっかり再現性があるって、Aという農家が試験をしてもBという農家が試験しても、同じような結果が出るということを前提に普及というものがありますので、農林水産部は、例えば講習会やそういうものをやる場合は、当然その試験結果があつて、それに対してこういう効果が出ますよということに

なると思いますので、そういう意味で試験結果によってこちらとしても推進するということですので、その結果を踏まえたということで、そこには書いてあります。

○中川京貴委員 午前中にも質疑があったんですが、観光商工部の中においては、我々いろいろ質疑したら、県としてはこれらの微生物の持つさまざまな機能は、環境問題やエネルギー問題等において国際貢献を担える可能性が高く、沖縄県のバイオ産業振興の視点から微生物の持つ優位性に注目していきたいと考えていると、観光商工部長はそう言っているんです。しかし、農林水産部は試験の効果は認められないと、相反するようなこの結果というものは何ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部は、あくまでも農林水産物の生産技術という視点に立って試験場で試験をして、それでその結果が出たということで、あくまでも農林水産物の生産技術に対しての試験結果で、そういう意味では、農林水産物に係る講習会というものは、今の結果からしては難しいものではないかということでございます。

○中川京貴委員 では、このEM菌に対しての物の質に対しては評価はしていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは個人的な意見でいいですか。EMについては、世間ではいろいろ効果があると聞いていますが、あくまでもうちのほうは対象が使う側の視点に立って、Aが使おうがBが使おうが同じ結果が出るということが重要ではないかと思っておりますので、そういう意味のものの試験については、しっかりデータを出してやる必要があるんじゃないかと思っています。

○中川京貴委員 私も、牛を飼っていて堆肥小屋があります。その堆肥小屋にEM菌をまくと、ちゃんと白くカビが生えるんです。これは間違いなく生える、私は経験者ですから。今農林水産部長が説明しているのは、少しどうかと思うのは、であるからこそEM菌だけではなく東江菌も含めて、いろんな菌の講習会を県民に知らしめるのが農林水産部じゃないんですか。だれが使っても同じような効果が出るような講習会を率先してやるのが県の仕事じゃないんですか、私はそう思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 これまでの試験では、そういう成果のデータがない

ので、自信を持ってこれが効果ありますよというものがなかなかできないという部分があります。大分今でもその試験結果に基づいてしか、部としては普及できないということです、その試験結果によってPRの仕方が違ってくると思います。

○中川京貴委員 最後に、当銘委員も担当部長のときにアグーはダメだと、しかし県議会議員になってからアグーはよくなったと一般質問していましたよね。私は恐らくそうなると思います。ですから、今農林水産部長そういうことを言う前に、部の中で改めてよいものはやっぱりEMだけではなくて、東江菌やすべての菌も含めての講習会をどんどんやって県民に広めたほうがいいと思います。最後に答弁をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部は今、実は所管の試験場を持っていないくて、試験場が試験をして、試験した結果を農林水産部に、こういう試験結果が出たのでそれを普及に移してくださいということで、企画部のほうから上がってきます。そして、それを評価して普及となるんですが、今うちのほうにそういう試験データがないので、ですからそういうデータがしっかり出てくれば当然それはPRしたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 モズクの話なんです、前島委員が先ほどおっしゃったことを私たちは体感してきました。なぜかという、経済労働委員会で中国へ行ったときに、あれからもう一度中国に渡って少し細かいところをチェックしたんです。そうするとある人から聞いたのは、ある組合です。中国に持っていったら、沖縄県のモズクなんてすぐ売れるだろうということで送ったら、50トン戻ってきたというんです。50トン返品になったと。そして、商社に頼んでこれを売ってくれというやり方は、今はもうダメなんです、中国は。先ほどおっしゃったように、何カ所も料理店と商社が契約して、この材料で根強くここで実験させる。これもすぐ1カ月、2カ月の話じゃないんですよ。長いスパンで半年とか1年ぐらいでやっているんです。なぜかという、秋田県が秋田のブリを中国の中華料理屋にお願いして何カ所もやって、あのブリがてんぷらで出てきたんです。もったいないと私たちは思ったんですが、逆に中国人はこれがおいしいと言っているんです。ということは、多分農林水産部だけで、例えばそうい

うプロジェクトを組めるのか。どこかほかの部署と組んでそういう展開をしていかないとできないんじゃないかという、私は素朴な疑問があるんですが、それはどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 生産、加工、流通ということで、付加価値を高めてモズクは売らないといけないと思いますので、どちらかということ、農林水産部は生産のほうにウエートが高いので、そういう意味では観光商工部との連携を含めてやりながら、販路拡大や加工の部分についても、農商工連携みたいな形で共同で組まないといけない部分があると思います。

○玉城満委員 私が今、農商工連携について話を持っていきかけたんですが、もはや農林水産物というものは、ベンチャーの力を借りないと伸びていかないんじゃないかと思っているんです。耕作放棄地のある島で—これは離島振興とも少し絡んでくるんですが、ある島で耕作放棄地をやってバナナを植えていくんです。そしてオーナー制をとると、そしたらすぐ売れたというんです。この房はあなたがオーナーですというふうな募集をかけた。これ何で募集をかけたかということ、ネットで募集をかけた。そういうふうに、いろんな仕掛けが農林水産部だけではなくて、やっぱり観光商工部ともかなり煮詰めてやっていかないといけないだろうと思うんです。

そしてもう一つ、さとうきびの件なんですが、今の陳情というものはさとうきびをどうにか補助金を守ってあげないといけない、農家を守ってあげないといけないのが、私が今題材にしているんですが、将来的にさとうきびがひとり立ちできるようなプロジェクトを農林水産物部の中でお持ちですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 さとうきびについては、砂糖以外の利用というものも重要じゃないかということで、実は総合利用という視点で、皮のワックスで化粧品とか紫外線カットの原料としてはいいらしいんです。そういうものとか、あるいは成分が便秘にもいいということでありますので、そういうところの部分については検討を始めています。

○玉城満委員 実は、私の知り合いの知り合いが、粉末ですか—多分農商工連携で今度取り上げたと思うんですが、1トン2万5000円で購入しているんです。そして今の補助金なしの状態でも、それよりも高い金額で相手がいち取ってくれている。そういう企業というものはもう少し注目して、そういう企業を伸ばしていくというような方法もこれから必要になってくるんじゃないかという。

例えば、商品ありきで農家をうまく持ってくるという考え方ですね。農家ありきで商品が後からついてくるという考え方ではなくて、これがすごいことになるぞということになれば、そこに農家をいざなっていくという方法もあるんじゃないかということなんです。そういう戦法を今後とも、やっぱり持っていたきたいと思っているんです。それだけです。

○比嘉俊昭農林水産部長 やっぱり砂糖以外のものの分についても、新しい成分を開発するという意味では重要じゃないかと思imasるので、砂糖プラス付加価値という部分で、ほかの利用についてもいろいろ検討する必要があると思imasるので、ぜひそこは関係者と連携しながら進めていきたいと思imas。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く農林水産部関係の陳情15件に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第135号及び同第143号の2件の審査を行います。

なお、ただいまの陳情2件については、座喜味一幸委員が利害関係者であることから、委員会条例第15条の規定により、座喜味一幸委員は議事に参与することができませんので、退席を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

陳情平成20年第135号及び同第143号の2件について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 それでは、陳情処理概要書の7ページをお開きくだ

さい。陳情平成20年第135号及び11ページの陳情平成20年第143号の継続陳情につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

陳情処理概要については以上ですが、ここで、宮古土地改良区に関する裁判が結審しましたので、それについて報告いたします。

宮古土地改良区職員による同土地改良区に対する訴訟は、平成21年4月14日に福岡高裁那覇支部により、原告の訴えを全面的に認める一審判決を支持し、改良区側の控訴を棄却しております。

これを受けて、宮古土地改良区は、4月24日の理事会で上告しないことを決め、5月1日の臨時総代会において補償金の支出を可決しております。

また、原告である当該職員も、5月7日に職場復帰しております。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより陳情平成20年第135号及び同第143号の2件に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情処理概要7ページの経過・処理方針等、前も聞いたと思うんですが、もう一度、平成14年度と17年度に国において検査がやられたと書いてありますが、これは前の質疑でたしかことしもやるという話でしたが、どうだったかもう一度お願いします。

○知念武村づくり計画課長 そのことについては、県のほうで土地改良法第132条に基づいて、土地改良区から運営状況等の資料を徴収しております。そして、そのことについて県で審査をした結果、特に法令等に違反するような事項は見当らなかったということで、この経済労働委員会において報告申し上げております。

○渡久地修委員 はい、わかりました。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員着席、説明員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序、方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第4号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 沖縄IT津梁パーク施設は重要な施設ですので、ぜひこれは県が管理すべきだと思います。そもそも指定管理者制度そのものに、我が党は反対してきましたので反対します。以上です。これは、ぜひ委員長報告の中に盛り込んでいただきたいと思います。要望します。

○玉城ノブ子委員長 ほかにありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第4号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城ノブ子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第4号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く陳情21件の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情平成20年第135号及び同第143号の2件を除く陳情21件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件の採決を行います。

なお、ただいまの陳情2件については、座喜味一幸委員は採決に参加できませんので、退席を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一幸委員退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、陳情平成20年第135号及び同第143号の2件の採決を行います。その前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情平成20年第135号及び同第143号の陳情2件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、座喜味一委員着席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情12件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子